

**平成28年 第1回**

**仁木町議会定例会会議録**

**( 2日目 )**

**開 会 平成28年3月11日 (金)**

**散 会 平成28年3月11日 (金)**

**仁 木 町 議 会**

## 平成28年第1回仁木町議会定例会（2日目）議事日程

◆日 時 平成28年3月11日（金曜日）午前9時30分 開会

◆場 所 仁木町役場 3階議場

### ◆議事日程

- |       |            |   |
|-------|------------|---|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名 |   |
| 日程第2  | 一般質問       |   |
| 日程第3  | 議案第13号     | 平成28年度余市郡仁木町一般会計予算                          |
| 日程第4  | 議案第14号     | 平成28年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算                  |
| 日程第5  | 議案第15号     | 平成28年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算                    |
| 日程第6  | 議案第16号     | 平成28年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算                   |
| 日程第7  | 議案第9号      | 仁木町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について          |
| 日程第8  | 議案第10号     | 仁木町立へき地保育所設置条例の一部を改正する条例制定について              |
| 日程第9  | 議案第11号     | 仁木町立大江へき地保育所の指定管理者の指定について                   |
| 日程第10 | 議案第12号     | 仁木町大江コミュニティセンターの指定管理者の指定について                |
| 日程第11 | 議案第17号     | 仁木町手数料条例の一部を改正する条例制定について                    |
| 日程第12 | 議案第18号     | 行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第19号     | 仁木町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定について     |
| 日程第14 | 議案第20号     | 仁木町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について    |
| 日程第15 | 議案第21号     | 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について              |
| 日程第16 | 議案第22号     | 仁木町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について              |
| 日程第17 | 議案第23号     | 仁木町生活改善センター条例の一部を改正する条例制定について               |
| 日程第18 | 議案第24号     | 仁木町企業立地促進条例の一部を改正する条例制定について                 |
| 日程第19 | 議案第25号     | 仁木町過疎地域自立促進市町村計画について                        |
| 日程第20 | 議案第26号     | 後志広域連合規約を変更するための協議について                      |

## 平成28年第1回仁木町議会定例会(2日目)会議録

開 会 平成28年3月11日(金) 午前 9時30分  
散 会 平成28年3月11日(金) 午後 3時27分

議 長 横 関 一 雄 副 議 長 上 村 智 恵 子

## 出席議員(9名)

1 番 佐 藤 秀 教 2 番 嶋 田 茂 3 番 住 吉 英 子  
4 番 野 崎 明 廣 5 番 宮 本 幹 夫 6 番 林 正 一  
7 番 水 田 正 8 番 上 村 智 恵 子 9 番 横 関 一 雄

## 欠席議員(0名)

な し

## 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖 一 郎	教 育 長	角 谷 義 幸
副 町 長	美 濃 英 則	教 育 次 長	鈴 木 昌 裕
総 務 課 長	林 典 克	農 業 委 員 会 会 長	天 野 信 文
財 政 課 長	岩 井 秋 男	農 業 委 員 会 事 務 局 長	(泉 谷 享)
会 計 管 理 者	門 脇 吉 春	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	芳 岡 廣
企 画 課 長	鹿 内 力 三	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	(林 典 克)
住 民 課 長	嶋 井 康 夫	監 査 委 員	中 西 勇
ほ け ん 課 長	川 北 享		
農 政 課 長	泉 谷 享		
建 設 課 長	岩 佐 弘 樹		

## 議会事務局職員出席者

事 務 局 長 浜 野 崇  
議 事 係 主 任 松 岡 亜 希

## 開 会 午前9時30分

---

○議長（横関一雄）おはようございます。

これから会議を始めたいと思います。只今の出席議員は、9名です。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

3月10日に引き続き、1番・佐藤議員及び2番・嶋田議員を指名します。

---

### 日程第2 一般質問

○議長（横関一雄）日程第2『一般質問』を行います。

4名の方から、5件の質問があります。

最初に、『へき地保育所の今後における取組みは』以上1件について、野崎議員の発言を許します。野崎議員。

○4番（野崎明廣）それでは、へき地保育所の今後における取組み、一般質問をさせていただきたいと思っております。

本町には、よいち福祉会が開設しているにき保育園と町立の大江へき地保育所、銀山へき地保育所が設置されております。へき地保育所は、それぞれ父母会が指定管理者となり運営されております。銀山へき地保育所では、入所児童数12名で3歳未満児が6名と伺っております。職員は2名配置とされていることから、基準を満たしてはいますが、3歳未満児の保育は3歳以上児の保育と異なりますが、銀山へき地保育所では半数が未満児ということもあり、保育士の負担も相当大きいと考えられます。児童の安全面から保育士や補助員の数を増やす必要はあるのではないのでしょうか。また、地域住民からは夏場などの農繁期における延長保育を望む声が多く出されていますが、延長保育を実施する考えはあるのでしょうか。

次に、施設の維持管理につきましてお伺いいたします。施設の修繕にかかる費用は指定管理者が1件につき3万円を負担しており、指定管理者が費用を負担することは管理上の責任もあることから問題はありませんが、老朽化による修繕も指定管理者が負担している状況にあります。老朽化が原因で行う修繕は、町側が費用全額を負担し修繕すべきと考えますが、いかがでしょうか。また、大江へき地保育所は平成28年から新しい施設に移設されますが、銀山へき地保育所も建設後相当な年数が経過しております。老朽化が進んでいることから考えますと、改築する考えはあるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の野崎議員からの、へき地保育所の今後における取組みはについての質問にお答えいたします。

1点目の保育士や補助員の数を増やす必要があるのではないのでしょうかについてであります。へき地保育所の職員配置につきましては、基本的には2名体制となっておりますが、これまでも繁忙期等には補助員を1名追加し、3名に増員するなどの対応をしております。安全面の更なる向上、保育士等の負担軽減の観点から職員を増員することが理想的ではありますが、保育士や補助員の担い手がないという地域

の実情を踏まえ、指定管理者であります大江・銀山へき地保育所父母会とともに、現在可能な職員配置の中で様々な知恵を出し合いながら、安心して子どもを預けられる保育所運営を進めてまいりたいと考えております。

2点目の延長保育を実施する考えはあるのでしょうかについて申し上げます。延長保育の実施につきましては、実施を望む声があることも承知しておりますが、先程述べましたとおり保育士や補助員の担い手がないという地域の実情を考えますと、現在の職員体制では厳しい状況にあります。保育所での延長保育に代わり、平成28年度から本町で整備に向けて検討を進めるファミリーサポートセンター事業の中で対応が可能であるかを含めて検討してまいりたいと考えております。

3点目の老朽化が原因で行う修繕の負担につきましては、指定管理者と結んだ協定の中で、軽微な修繕については指定管理者が行うこととなっておりますが、3万円を超える修繕については町と協議の上、老朽化によるものは町が全額負担することとなっております。

4点目の銀山へき地保育所を改築する考えはあるのか伺いますについて申し上げます。銀山へき地保育所の建物は、昭和49年に建築されてから40年以上が経過し、老朽化が進み修繕を繰り返しながら使用していただいているところであり、今後の施設のあり方につきましては重要な課題として捉えているところであります。近年、他の町有施設におきましても、同様の課題を抱えるものが増えており、町といたしましても、今後策定する公共施設等総合管理計画を基に、緊急性などを踏まえつつ施設のあり方や改築等について検討してまいります。以上でございます。

○議長(横関一雄)野崎議員。

○4番(野崎明廣)再質問をいたしたいと思えます。1点目、2点目に関連がありますので、随時伺いをしていきたいと思えます。回答していただいた中で、基本的に保育士は2名体制であり、繁忙期において補助員の1名を追加されているとのことですが、補助員として大江へき地保育所、銀山へき地保育所の補助員の日数等がわかれば伺いをしたいと思えます。

○議長(横関一雄)嶋井住民課長。

○住民課長(嶋井康夫)只今のご質問にお答えしたいと思えます。大江へき地保育所、銀山へき地保育所ともにですね、今お話があったとおり、繁忙期又は非常に人手がいるときには1名追加という形をお願いをしてですね、やっているというところで、銀山のへき地保育所の場合は例えば1歳児ですとか、非常に手のかかる小さなお子さんが入られたときに、ある程度そのお子さんがその保育所になじめるようになるまで、そういう部分で保育士さんの方もうまくその皆さんのお世話ができるような流れがつくまでの、例えば1か月間ですとか、そういう形で入ってもらっていることがあります。また、各保育所での行事、いろいろ入園式、卒園式又は発表会そういうものがあるかと思うんですけれども、そういうときにもですね、1名増員又は2名増員というような形ですね、お手伝いをいただいているというところでございまして1か月、2か月続けてずっと入っているというような状況ではございません。以上です。

○議長(横関一雄)野崎議員。

○4番(野崎明廣)今お答えをいただきました。大江も銀山も同じような状況の中で対応されているという捉え方でよろしいかと思えますけれども、実際には子どもたちのために補助員がこうやって付いてくれている、それは可能な状況だと思えます。実際として何か月かとか入園一斉入ったときに1か月だとか、また、いろんな行事のときには補助をしていただいているということに対しては、ある程度可能な人員がい

るのではないかなという考えもちょっと捉えるのかなって感じもしています。父母会としても期間的な延長も望まれています、にき保育園は延長保育の対応もされていますが、他の町村などはどのような形でされているのか。児童数、保育士、また、延長の実例がありましたら、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長(横関一雄) 嶋井住民課長。

○住民課長(嶋井康夫) 今のご質問にお答えしたいと思います。まず、大江・銀山は認可外のへき地保育所ということでの運営になっておりますので、そういう部分、同じへき地保育所、管内にございますところなどにですね、お聞きしたところ、延長保育をされているというところは、実際には共和町さんがやっております。共和町さんにつきましては、元々短時間保育というか、短い保育時間の子たちを通常の保育時間まで一緒に見てあげますよというような延長保育でして、特に通常の朝8時ぐらいい来て夕方5時ぐらいい帰る、更にそれ以上の延長保育をしているということではないようございました。ただ、にき保育園のように認可保育所として認められている大きなところであれば、管内でもですね、延長保育を朝7時半から30分早めから始めて、帰りは5時ではなくて6時までとかいうような形で行っているところはあります。ただ、それぞれの施設に対して、ここは何人でやっているとかっていうところまでは、ちょっとこちら今データを押さえておりません。申し訳ございません。以上です。

○議長(横関一雄) 野崎議員。

○4番(野崎明廣) 共和町のちょっと短時間延長ということをお聞きしたんですけれども、実際に延長だけではなく、保育士の、子どもたちの人数に合わせて最終的に保育士が何名いるのかっていう点についてもちょっとわかれば、へき地保育所みたいに、銀山みたいに12人体制の中で保育士が何人いるか、そういうような実例があれば、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長(横関一雄) 嶋井住民課長。

○住民課長(嶋井康夫) 申し訳ございません。その辺については、ちょっと押さえておりません。ちょっと話はそれるかもしれませんが、今言われていたような延長保育をするためには、例えば今いらっしゃる保育士さん、補助員さんが朝8時から夕方5時までという勤務で入っています。それに対して、その方々が朝7時半に早出をします。そのまま引き続き夜6時までというようなことが恒常的に続くということになると、やっぱり労働上問題がありますので、当然やる場合には朝早出の分、また、夕方からの分、シフトを組み合わせながらという体制になるかと考えております。そうなったときにはシフトを組むために朝の早出の方を1人、昼間通常の勤務の方がいて、夕方また他の方をとというような形で考えるのが普通かなということをお考えますと、今の2名体制が3名、最低でも3名、朝と夕方にやっていただく方、又はそういう方を用意していたんだけど急用でお休みが出てしまったというような場合の交代の方もたぶん事前にですね、用意しておかなければいけないのかなということになれば、今2名体制ですけれども、最低4名体制は必要なのかなというふうに考えているところです。以上です。

○議長(横関一雄) 野崎議員。

○4番(野崎明廣) あまり他の町村のあれを話はしたくないんですけど、実際に、以前にコミュニティの件で、赤井川、都の保育所を見させていただいたときには、10名から12名体制の中で、保育士が3名体制でやっておられました。そして、本村においても5名体制の中でやられていた。その辺ちょっとお聞きした実例もあります。本当に子どもの安全というものを考えると、それだけの人たちが必要なのかなって

いう、実際にはそうやって、やっている町村もあるということはちょっと頭に入れておいていただきたいと思います。それでは、この銀山へき地保育所は、先程お伺いした中に3歳未満児が多く6名と、入園者数の半分が3歳未満児であります。大江へき地保育所においても5名が3歳未満児であります。この先程からもお話をさせていただいている職員の2名対応で一時的な補助員が追加されるという形、これが本当に日々において対応し切れるものなのかどうか。保育士、補助員がないということで済まされるものなのかどうか。町長にお伺いをしたいと思います。

○議長(横関一雄) 佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎) 只今の野崎議員の質問にお答えしますが、確かに理想を申し上げますとですね、職員の数を増やして保育を充実させて、子どもたちの安全を守り、預ける親御さんたちにも安心を与えるということがですね、理想的なんですけれども、先程から申し上げましたとおり、現実問題といたしまして、地域の人材が不足しているという問題がございます。今いる職員の皆様方と、そして父母会のお力をお借りしましてですね、指定管理者という枠内で何とか皆様のご努力によって、それぞれの保育所を何とか運営していただいている次第でございます。確かに野崎議員がおっしゃるとおり、その時代、その時の状況によりまして、今は3歳未満児が半分近くになっているときもありますし、また今後3歳未満児が少ない、そんなときも出てくると思います。そのときそのときに合わせて職員を調整するというのもなかなか難しいというのもご理解していただきたいと思います。ただ、安全面を考えると、確かに野崎議員がおっしゃるとおり、職員を充実させて子どもたちを見守るということは今後必要になってくると思いますけれども、本町の地域性の実情を考えてですね、やはり職員の数のあり方、又は保育所のあり方というものをですね、今後行政としても父母会とともにですね、検討しなければならない課題だというふうに思いますので、今後、そういう課題解決に向けて取り組んでまいりたいなというふうに考えております。以上です。

○議長(横関一雄) 野崎議員。

○4番(野崎明廣) 昨年の時点では、待機児童もおられるという実態がありました。その年の、先程言われたようにその年の増減も非常にあろうと思います。先生が少ない、これ以上幼児を取れないという実態も出ております。補助員を補充する賃金が補われているのか。それだけ雇えないという実態も出ております。年間を通して1人を増やすという形の中で、そういう指定管理者の中で賃金を増やしていくという形の中で見ていただければ、ある程度のサポートしてくれる方々が増員できるのかなという感じもしておりますし、実態としては非常にそれだけの金額がないという、雇えないということも話が出ておりますので、その辺ちょっと町長どう考えられますか。

○議長(横関一雄) 佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎) 只今の質問にお答えしますが、雇えないということではないと思うんです。というのは、この保育所というのは指定管理でやっていただいていますから、その指定管理の契約、その中で運営をしていただいております。ですから、その中で職員の数、給料っていうのも賄えられている現実がございますから、それを超える範囲はなかなか今まで児童を受け付けることができないっていうような問題もあったかもしれませんが、今現状で待機児童がないということも伺っておりますし、ただ今後、子どもたちが増えるっていうことは、この町にとってもやはり理想的なことでありますので、そういう問題に、局面にあたる前にですね、やはり行政としても、先程申し上げましたとおり、職員の体制又

は保育所のあり方についてですね、子どもたちが増えることを理想として、またその体制づくりをしていかなければならない、考えていかなければならないというふうに考えております。以上です。

○議長(横関一雄)野崎議員。

○4番(野崎明廣)実際に待機児童が昨年はおられたという形も出ております。途中で入るということもなかなか難しいのかな。本来であれば、4月入園という形の中で進めていく状況だと思いますけれども、以前には途中入園もされた状況もありますが、それが最終的に抑えていかなければならないという実態もあったようでございます。その辺に対しても、なぜにできなかったのか。途中入園できなかったのに対してということに対しても、やはりそういういろいろな先生が少ないという形の中で、本当に安全に子どもたちを見れるのに対してということに対しても、非常に先生方が懸念されたという、非常に子どもにけがをさせたら大変だ、人員が不足しているという形、補助員も最終的には経費のかかる点ですし、その辺を補助員を増やしていく日当がやはり少なかったという実例も出ている状況だと思います。指定管理の中で、この2年間というものは決められた金額の中で進めていかなきゃならない状況だと思いますけれども、実際にそれを多少なりとも子どもたちの増減によって、町としてもそれを多少カバーできる支援がその年によって必要ではないかなという感じもあるわけですが、そういう実態がちょっとあるということは踏まえていただきたいと思います。それでは、先程ファミリーセンター事業の取組みとして可能な内容がありましたらお伺いをしたいと思います。

○議長(横関一雄)嶋井住民課長。

○住民課長(嶋井康夫)ファミリーサポートセンター事業というものが、まずどのようなことをやるのかというのを説明させていただいて、その中で仁木ではどんなことができそうだと、今考えているかというお話をさせてもらいたいと思います。まず、ファミリーサポートセンター事業というのは、子どもたちを預けたい、保育所とかなんかではなくて、急なときですとか、いろんな場面で預けたい、ちょっとした時に預けたいというお母さん、お父さん方、それに対して地域の方で、じゃあその子を受け入れて、うちで見てあげるわよというような方々、そういう要望のある方とそういうサービスを提供する側の方々を登録しまして、その方々との間をですね、ファミリーサポートセンターというところで取り持って、お互いの中でですね、料金設定をしていただいて、じゃあ1回預けるのに例えば何百円だよとかってというような形で、その受け手とサービスを受けたい側とのやりとりをしながらどんどん進めていくと。要は、地域の人材を活用しながら子育てをしていきたいと思いますというようなシステムです。それに対しまして、仁木町といたしましても、まち・ひと・しごとの総合戦略の中にもお示ししているかと思うんですけれども、28年度から町としてその事業に取り組むという方向でですね、検討に入って行くということでございます。今そのファミリーサポートセンター中でどういったものが取組内容として一般的に言われているかっていうのが、保育所への送り迎え、普段は親がやっているけれどもできないので、代わりに送り迎えしてくれないだろうかというような送り迎えのサービス、また、買い物等で外出するときに子ども一時預かってもらえないだろうかというようなもの、また病児・病後児など、病気になった子どもさんがいるんだけど、私は仕事に行かなければいけないと、何とかその間預かってもらえませんかというようなそういう預りの場面、又は保育所・保育園そういう保育施設の通常の保育時間、朝8時から夕方5時であればちょっと用事があるので、今日は6時まで見てもらいたいんだけど、保育所で見てもらえないのその分どなたかうちの子、預かって見てくれないでしょうかというような、そういう預かり保育、また、保護者の方が急

に病気になったり、あとは冠婚葬祭等、急用でどうしても子どもと一緒に出ていけないという場面、ときに子どもさんをみてもらいたいというようなものの預かり、そういうようないろいろな場面が想定されます。その中でまず、うちの町で今やっていかなければいけないのかなっていうか、今後できるだろうというようなものは、そのお互いの提供者の方、又はそれを受け入れをしてもらいたいという要望のある方、そういう方々をどれだけそういう方たちがいるかという名簿づくりといいますか、そういうものをですね、まず把握して、その中でそれぞれの方がどんなことができるかという、一時流行った各地域の人材バンクみたいな感じですね、私はこれができますよというようなものをですね、ある程度こちらで把握しておいた中でやっていきたいと。簡単どころとしては、たぶん送迎、保育所などへの送り迎え、そういうものはできるのかなと。又は先程言った時間外の部分でもちょっとうちで、丸々1日は無理だけれども、夕方見るぐらいはできるわよという方もいらっしゃるのかなと。そういう部分での見守りをしてもらいたいという部分です。また、この後、また後程ですね、住吉議員からの質問の方にもありましたけれども、病児・病後児というようなお子さんの預かり等についても検討していければなど、今そういうふうに思っているところでございます。以上です。

○議長(横関一雄)野崎議員。

○4番(野崎明廣)非常にこう前向きな一時預かりという形の中で、子どもたちの親がどうしてもやれないというときの対応として対処してくれるということに対しては、すごくこのサポートセンターというものに対しては、何とでもこう進めていく必要があるのかなという感じがしております。これからいろいろな問題点があると思いますけれども、ぜひとも進めて行っていただきたいと思います。

それでは、銀山へき地保育所も建物として42年が経過しており、老朽化により修理も町が負担されているとの回答ですけれども、3万円以下であっても風雪害などの破損は内容により対処されるという説明でよろしいでしょうか。

○議長(横関一雄)嶋井住民課長。

○住民課長(嶋井康夫)只今のご質問ですけれども、3万円以下の軽微な修繕に関しましては、当初の指定管理料の中にですね、だいたい過去の3年間のものを見て指定管理料、町としてはだいたいこれぐらいかかるだろうということでの積算をしているんですが、その中で状況を見ながら、その修繕費相当分というものも含まれた形で指定管理の方をお願いしていますので、その中で補っていけるというふうにこちらは考えております。その中でどうしてもできないような非常にたくさんのもが出てきた場合ですが、当然協議をしていただいた中でですね、またそういうものに対しては決めていければというふうに思っているところです。以上です。

○議長(横関一雄)野崎議員。

○4番(野崎明廣)この3万円というのが本当に妥当なのかどうかっていうこともちょっと、修繕費が年間にこう3万円ですと実際に済むのかっていうこともちょっと懸念されるんですけれども、そういう形の中で、指定管理者の中である程度進めていくという、そしてそれ以上オーバーしたものに対しては、町が全部対処してくれるという形の中でやっていただけるということに対しては、良いのかなという感じもしています。今回、大江保育所もこう素晴らしい環境の下で新しく施設に移転されますが、中身において、児童数が今度30名から今回20名の減少傾向があるわけですけれども、新設ロッカーなどはちょっと18か所とこの間見たんですけれども、この要因がどうなのか。なぜに30名から20名、そしてロッカーが18か所という形

になっていったのかっていうことを、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長(横関一雄) 嶋井住民課長。

○住民課長(嶋井康夫) 只今のご質問ですけれども、今回、この後ですね、皆さんにご審議していただく大江保育所、仁木町立へき地保育所の条例改正の中で出てくるかと思えます。その中で30名をなぜ20名にしたかという部分はですね、大江地域の、今大江保育所に通っているお子さん方、過去ずっと5～6年見ていまして、20名を超えることはなくだいたい14～5名で推移しております。そういう部分で、今後それが先程町長の答弁の中に、子どもが増えることが理想なんです。そういう方向でというお話もありましたけれども、それを考えても20を超えるということは、今の大江の保育所ではちょっと私どもの方としては考えにくいのかなという部分と、あとは一番大きいのは今回作りました新しい施設、その中の子どもたちの遊戯場となるメインの遊ぶ部屋の大きさ、又はその保育室の大きさなんですけれども、そういう中で、例えば遊戯室の大きさであれば、その中を1人当たり何平米というような形で区切ったときにだいたい20名というぐらいに匹敵する、それぐらいの子たちが使うのにちょうど良い大きさということで今回できていますので、私どもとしては今回それで20名ということで押さえさせてもらっているところでございます。これに対しては地元の父母会、保育所の先生方にも今後の動向としてどうでしょうかねということでお話をさせていただいて、20でという数字に対しては皆さん方、いやそれ以上多くなることはもう絶対ないというような言い方もされておりましたので、その人数と、あと今言われていましたロッカーが18という話だったんですけれども、実際にはですね、議員さん、現地を見たときにちょっと見逃されているのかもしれないんですけれども、保育室の方に16、それと未満児室の方に8ございます。全部で24ございます。ですから20名という定員に対しては十分足りる数であるというふうに、こちらでは押さえております。以上です。

○議長(横関一雄) 野崎議員。

○4番(野崎明廣) 大変ちょっと見逃している点がありましたので、申し訳ありません。実際に大江地区においても、子どもたちがずんずん減っていつている、実際としては仁木町に住んでいる子どもたちが通われている。この中で本当に縮小していつて良いものなのか、もし仁木町に住んでいる子どもたちが大江に行きたいという形が出た場合の対応がそこでされるのかどうかということも、ちょっと心配なのかなという感じもしますけれども、その辺お伺いをしたいと思います。

○議長(横関一雄) 嶋井住民課長。

○住民課長(嶋井康夫) 大江の保育所につきましては、現在もですね、仁木地区から大江の保育所に通われている方も何名かいらっしゃいます。今回、今議員が仰せのとおり、更にそういう方たちが増えるですとか、そういうことがあった場合どうなんだろうかということですが、私、担当課といたしましては先程来、話に出ています保育士さんですとか、その配置の問題、そういうものも含めて考えたときに、やはり今までの30名という人数、そこまで他からも入れて、それで子どもたちを増やすというところまでは、ちょっと想定しづらいのかなということで20でいつておりますけれども、今後もし20名を多少超えるようなことがあったとしても、今の保育室又は未満児室、そういうような部屋の全体の床面積でいけば、まだもう少し人数は対応できるということになりますし、先程言いましたロッカー24と、それに対して今までの保育所の場合は更に移動型のロッカーを持ってきて使ったりもしていましたので、そういう対応は万が一多い場合には多少できるのかなというふうに思っております。以上です。

○議長(横関一雄)野崎議員。

○4番(野崎明廣)今後の施設のあり方ですが、説明をいただいた公共施設総合管理計画として、複合化事業として検討を早急に急ぐべきではないかなという感じもしております。子育て支援施設、児童館、集会所、老人センターと複合施設をこう取り組んでいく、組まれる状況、これがまたこの中に総合計画の中に組み込まれていくのかということ、ちょっと町長にお伺いをしたいと思います。

○議長(横関一雄)佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎)只今の質問にお答えしますが、昨年の3月定例会で野崎議員の質問の公共施設のあり方についてという部分でも私同じことを述べさせていただきましたが、今後総合計画にこの検討素材として載せるべきかどうかということも含めてですね、今後、地域の実情にやっぱり即した体制づくりというものが、やはり今後求められてきます。へき地保育所の今老朽化に伴い、今後改修・改善又は新築するべきなのかっていう話も含めてですね、今小学校・中学校のあり方、又は集会所施設の活用の仕方も含めてですね、今後、銀山地域でどのような形でこの施設を維持する、又は作るのがベストなのかっていうのはですね、地域の皆さんとともにですね、議論を進めて総体的に考えながら行ってまいりたいと思います。1つの施設がもう老朽化しているので、改修しなければならないとかという話ではなくですね、やはり地域全体を見てですね、今後、施設の活用の仕方を含めて検討してまいりたいなというふうに思っております。以上です。

○議長(横関一雄)野崎議員。

○4番(野崎明廣)町長の答弁をいただきました。ぜひとも総合的な形の中で、銀山地域、本当に生活改善センターもう45年、隣の老人施設もう老朽化している。そして、保育所もう42年という形の中で、ある程度早急な形の中で総合計画というものを考えていかなければ、いつまでもこういう補助が出ることってというのはなかなか、ないのかなという感じもしますので、その辺何とかこう検討していただきながら進めていただきたいなと思います。

最後に、子どもたちのぜひともこう安全・安心を求めるという形の中で、保育士、補助員の増員という形の中で、ぜひとも考えていただきたいと思います。子どもたちが環境の良い中で、保育士の方々とこう見ていただけるということに対しては、本当に安全な形の中で子どもたち過ごしていただきたいと思いますので、その辺ぜひともよろしく願いをしたいと思います。これで、私の質問は終了させていただきます。ありがとうございます。

○議長(横関一雄)次に、『地域活性化と人材育成について』以上1件について、佐藤議員の発言を許します。佐藤議員。

○1番(佐藤秀教)それでは、先に通告をしてありました、地域活性化と人材育成についてのご質問をさせていただきます。今年からいよいよ仁木町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略計画書に基づきまして、地域づくりが本格的に今実施されるわけでございますけれども、地域おこしの発想の原点でございますけれども、これはハードよりソフトを重視した人々のやる気、特に若い人のやる気こそが地域活性化の成否を決定すると言っても過言ではないと思います。また、自治体行政の任務も何かその既製品を作って与えるというのではなく、本当にやろうという気持ちを起こさせるような態勢を作ることこそ重要であると考えます。地域づくりは人づくりと言われるようになって久しく、人づくりは永遠のテーマでもございます。そこで、今後における人づくり、つまり人材育成について町長のお考えをお伺いいたし

ます。

○議長(横関一雄)佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎)只今の佐藤議員からの、地域活性化と人材育成についての質問にお答えいたします。

地域活性化につきましては、同じような経済的条件、自然的条件下にあって活性化している地域とそうでない地域の差を生じさせている大きな要因としては人材力であり、地域活性化の基本的な要素である人材力の強化を図るために自治体や地域活性化に関わる団体等が、当該地域や団体の人材力の活性化の取組みに対して、町としても積極的にサポートを行う考えであります。今後における人材育成についてであります。地方公共団体が地方自治・新時代における人材育成に的確に対応していくためには、自らの責任において社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できるよう体質を強化することが重要であり、職員の資質のより一層の向上を図り、その有している可能性・能力を最大限に引き出していくことが必要であると考えているところであります。本町の職員研修につきましては、研修所等での研修を取り入れておまして、本来の職務から離れて行われる研修であることから、一定期間集中的に行うことが可能であり、職務を遂行する上で必要な知識及び専門的技術を学習する際には効果的であります。また、他の市町村職員と交流し、相互に啓発し合う機会としても重要であると考えておまして、積極的に人材育成に向けた職員研修に取り組んでまいります。以上です。

○議長(横関一雄)佐藤議員。

○1番(佐藤秀教)それでは、再質問をさせていただきます。只今、町長の方から人材力、即ち人材の育成の重要性についてご答弁いただきましたけれども、新年度における人材育成に係るところの研修については、どのようなものを予定されているのかお伺いいたします。

○議長(横関一雄)林総務課長。

○総務課長(林 典克)平成28年度の職員研修の予定につきまして、ご説明いたします。北海道市町村職員センター主催の研修につきましては、民法・行政法・地方自治法・地方公務員法・指導能力・管理能力の6つの研修を予定しております。参加人数につきましては、18名を予定しております。予算額につきましては、14万2000円であります。また、後志町村会主催の研修につきましては、新規採用職員基礎研修、2年目初級研修、5年目中級研修、法務基礎研修の4つを予定しております。参加人数につきましては、16名を予定しております。予算額は、20万9000円であります。市町村職員中央研修所主催の道外研修に1人、市町村振興協会主催の道内・道外研修に2人の参加を予定しております。予算額は、18万3000円です。町が行っております仁木町新規採用職員の研修につきましては、町内5事業所での研修を予定しております。参加人数は、5名であります。その他といたしまして、今年度より地域再生のモデルとして日本のみならず、世界からも注目を集める鹿児島県鹿屋市柳谷自治会・通称やねだんであります、を会場に合宿形式で官民を問わず、地域リーダー育成の故郷創世塾へ1人の参加を予定しております。予算額は、20万9000円です。総参加人数でありますけれども43名でありまして、総予算額は74万3000円となっております。以上で説明を終わります。

○議長(横関一雄)佐藤議員。

○1番(佐藤秀教)只今、詳細にわたって今後における、新年度における研修等の人員あるいは費用等についてご説明がございました。それで私の時もですね、私も元職員でその時にはいろいろ研修所でも研修が、主な研修でございました。これは言い方は悪いんですが、ある程度形式的な研修かと思っております。それ

で今お聞きした中で、ご答弁いただい中でやねだん、これ鹿児島ですね、鹿児島のやねだん地区という人口は確か300人程度の、私もあの以前これテレビで見たことがございます。かなり強烈な印象を受けてございます。それで、この地域は補助金に頼らない地域づくりをして、非常に強いリーダーシップで地域再生をしているということで、全国の自治体の職員が主に研修を受けているってということで、非常に価値のある研修所かと思います。これはぜひ毎年持続可能なかぎりですね、継続して研修を望むところでございます。

それで、次の質問をさせていただきますが、まちづくり、結局のところの意欲と自立心を持った若者が中心にならなければならないと私は思っております。その外部からいくら優れた事業や活動を導入しても、それに対する町側の力がなければ、地域活性化には役に立たないと思います。それで、またもう一つのまちおこしの軸でございますが、これは町の職員だと思っております。町の職員は何ととってもですね、この町のエリートなんです。そして、専門知識を持っていないと私は思っております。言わば町のシンクタンクでございます。動力エンジンでなければならないと思っております。そのためにも職員のまずその人材育成が急務でないかと私は思っております。そこのところを町長にお尋ねをいたします。

○議長(横関一雄) 佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎) 只今の佐藤議員の質問にお答えいたします。佐藤議員が申しているとおおり、今時代の新しい時代を迎えようとしている中で、様々な高度化、多様化に対する住民のニーズに即応し、豊かさやゆとりを実感できる地域社会を築いていくためにですね、地方公共団体の果たすべき役割ってというのは非常に重要になることが見込まれております。このような状況に適応するためにですね、職員一人ひとりが全体の奉仕者であることを改めて自覚してですね、意欲を持って職務に取り組むことはもとより、住民に身近な行政サービスの担としての心構えや効率的な行政運営を行うための経営感覚を身に付けることがですね、一層求められているものであるというふうに思います。そのためにも本町におきましては、時代の変化に対応する人材の育成に積極的に取り組みたいというふうに思っております。また、先程、林総務課長からの話にもございましたが、本町が新年度からの人材育成のための研修費として予算を提案させていただきましたけれども、これが多いか少ないかは別として、北海道の東川町というところではですね、職員に対しての人材育成費、研修費としてですね、年間3000万円近くも投資している地域もあります。そういう事例も見てですね、東川町もすぐに職員の体制が変わったということではなくてですね、これまで20年、30年かけて、そういう部分で長い、人に対して投資をしてきた結果、今はですね、職員が率先して地域活動、その他事業に対して取り組んでいるということも伺っております。そういうことを踏まえてですね、本町としても、人材を育てるためにそういう生きるお金、投資をしていきたいなというふうに考えております。以上です。

○議長(横関一雄) 佐藤議員。

○1番(佐藤秀教) それで今、いろいろと町長の方からご答弁ありましたけれども、私もその職員時代をですね、振り返りますと、あれこれ意見するのちょっとおこがましいんですが、それで町長の今のご答弁中で経営感覚というお話がございました。私もそれは全くそのとおりでございます。それで職員の皆さんもですね、私もそうですけれども、日頃言われているときはこう身に染みて感じるんですが、どうも時間が経過するとですね、忘れがちなんです。ですから、何とかそういう部分をですね、町長の強いリーダーシップの下ですね、忘れることなくですね、常に経営感覚を身に付けてですね、無駄なものは買わな

い、使わないという部分ですね、何とかその町長の目配り、副町長の目配り、それぞれ管理職の目配り、よろしくお願ひしたいと思います。それで、また今町長の方から人材育成を積極的に推進していくということでございますので、非常に心強く思っています。

次に、本町では現在、地方創生交付金で余市・仁木ワインツーリズムプロジェクト事業を推進してございますけれども、その中で人づくり事業ということで、町長をはじめ12名の方がアメリカ・カリフォルニアのナパバレーの方へ研修に行かれたと思いますが、その行った結果・成果をどのような形の中で評価・検証されていくのでしょうか。また、このような官民一体となった研修というのは、お互いのその課題の共通認識、あるいはその価値感などを持つ意味ではですね、非常によろしいと思います。ですから、今後ともそのような官民一体で研修を受けた中での地域づくりというものを推進してほしいと思うんですが、今後のそういう研修の予定というものもあるのかどうか、併せてお伺ひいたします。

○議長(横関一雄) 佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎) 只今の佐藤議員の質問にお答えしますが、官民一体となってといった研修ですけれども、先程申し上げましたとおり、来年度におきましてはその全国の事例ともなっております、やねだんってところで職員を研修させていきたいなというふうに考えております。ワインツーリズムの話もございましたとおり、やはりですね、当事者である生産者又は農業従事者と、そして役場職員がですね、やはり同じ目的をですね、共有して一緒に取り組んでいくということが何よりも重要であるというふうに考えております。したがって、今回ワインツーリズムの海外視察又は国内視察におきましてもですね、職員を一人でも多く同行させていきたいという強い思いの中から職員をですね、一緒に同行させていただいた次第でございます。やはり自分で目で見ると聞くものではですね、百聞は一見しかずという言葉があるとおりに、やはり感じるものも多々違うと思います。やはり職員がですね、これからどんどん社会又は周りを見てですね、自分の地域に照らし合わせて考え、何がこの地域にあって何が合わないのかっていうことをですね、自らの意思と考えでまちづくりを進めていかなければならないというふうに私も強く思っておりますので、そういう意味では来年度はやねだんという研修施設に派遣させていただきますけれども、今後におきましても様々なそういうすばらしい研修施設にですね、職員を派遣させていただき、職員の意識向上を図ってまいりたい、そのように考えております。以上です。

○議長(横関一雄) 佐藤議員。

○1番(佐藤秀教) 先程も申し上げましたけれども、このやねだんっていうのは本当に私もテレビを見てですね、感銘を受けたところでございます。それでぜひこのような実践的な研修を全面的にですね、やってほしいなというふうに思っているところでございます。

次に、人材育成につきましては、子どもの頃から始めることも必要と私は考えております。それで、小学校の頃に仁木町というものの認識させて、そして将来我々が仁木町を背負って立つんだという気持ちを持たせるようなことも重要であると私は考えております。そのようなことを授業などで取り入れているんでしょうか、お伺ひいたします。

○議長(横関一雄) 鈴木教育次長。

○教育次長(鈴木昌裕) 只今のご質問でございますが、現在、学校の授業などで取り入れている地域の資源、あるいは地域の人材を活用した取組みにつきましては、小学校では社会科で町内見学及び地域の校外学習、また総合的な学習の時間において、町内の公共施設、果樹園や店舗の訪問などを行っております。

学校別では仁木小学校では生活科、社会科及び総合的な学習の時間で消防支署、給食センター、老人ホーム、駅、郵便局及び金融機関の見学、果樹園や店、史跡巡りを授業として実施しております。また、地域の方からもですね、今年度につきましては戦時下の体験談を聞く授業だとか、あるいはカンカンゴルフの体験も行っております。また、銀山小学校では地域の方によります絵本の読み聞かせや人形劇団の公演の提供、銀山地域で開催されます地域のイベントや文化祭、また、冬行っております白銀物語の紙袋ランタン作りを行っているというものでございます。その他の生活科においては、地域にありますレストラン、あるいはガソリンスタンドを訪問するだとか、また、町民センターの図書室の見学を行っているところでもあります。また、理科の授業ではですね、銀山の植物を調べたりしております。総合的な学習の時間では、地域のお宅を訪問しまして、リコーダーの演奏だとか詩吟、地域の住民との交流をしているということでございます。また、銀山にございます福祉施設の訪問だとか、地域の年寄りの方との交流、地域の方を講師として魚取りだとかそば打ち体験を行っているということでございます。また、中学校につきましては、総合的な学習におきまして、職業体験の学習を行っております、福祉施設や果樹農家、事業所の協力をいただいております。教育委員会の主催事業では、年間を通じた子ども体験塾で地元の方を講師として陶芸教室だとか、下の句のカルタ大会、昔の遊び、料理教室を開催しているところがございます。以上でございます。

○議長(横関一雄)佐藤議員。

○1番(佐藤秀教)今のご答弁の中で、様々な取組みをしているんだなということがよくわかりました。それでは、その成果をですね、どのような子どもたちがそのやった結果ですね、受けた結果、どのように評価しているのか。あるいは、その部分を検証されているのか、お伺いいたします。

○議長(横関一雄)鈴木教育次長。

○教育次長(鈴木昌裕)各学校におきまして、その地域とのつながりの中でですね、地域の皆さんのご協力をいただいているということ、更には、仁木町というふるさとを子どもたちに意識していただくような、その地域の中で子どもたちが一緒に生活していると言いますか、いるという実感を捉えているというふうに学校からは伺っているところがございます。

○議長(横関一雄)角谷教育長。

○教育長(角谷義幸)私の方から補足させていただきますけれども、総合学習で地域の資源、また、人材を活用して、それぞれ小学校、中学校グループごとに各農家さんのところに入っていると。当然、その農家さんから体験した感想なりをですね、各グループでまとめて発表会をやっております。それで私の方にもですね、その都度、案内がまいりまして、教育委員会の他に協力いただいた農家さん、また、商店の皆さんに参観いただいて、子どもたちの活動成果をその場でこう発表していただいているという部分でございます。また、中学校2年生、新年度でですね、中学校2年生には宿泊研修時における演劇等の鑑賞経費ということで、1つの例を言いますと、札幌にある劇団四季等の演劇を、生の演劇をですね、子どもたちに見せたあげたいという計画も立てているところでもありますけれども、その宿泊研修の中でそういう演劇を見せると。また、それをどういうふうにして今後の人生の中に、子どもたちの生活の中で活かしていくのかという部分もですね、総合学習の中で議員も前に見たことあると思いますけれども壁新聞、それがグループごとの壁新聞、個人ごとの壁新聞、そして学年ごとの壁新聞ということでその成果をですね、広く自分たちでもそれをこう振り返りながら、また、広く町民の皆さんにもですね、その成果を発表しているとい

う事例がございますので、その辺補足させていただきます。

○議長(横関一雄) 佐藤議員。

○1番(佐藤秀教) 今の答弁の中で十分わかりました。やっぱりそのこれは一過性に終わらないですね、いつまでもやはり心に残るような教育であってほしいと思います。それをまた強く望むところでございます。

次でございますけれども、私が退職してから感じていることでございますけれども、どうも職員とですね、町民の皆さんとの間にどうもその壁と言いますか、隔たりがあるような気がするんですね。と言いますのは、私は元職員ですから、執務中に会いたい課長、会いたい職員のところにとんどんこう入っていきますが、特にその初めて来られる町民の方やあまり来ることのない町民の方がですね、なかなかこう声をかけづらい雰囲気が役場の中にはあるんですね。と言いますのは、やはり一所懸命仕事に一心不乱でやるのは良いんですが、そのどうもパソコンにこうびっしりこう向かって脇目も触れず、一心不乱に仕事されているんですね。それは非常に結構なことなんですが、私の希望としてはやはり人影をこう感じたらですね、手を止めて、それであの会釈していただくということが、していただければですね、その町民の方も和めるのかなど。事実、私もそういう場面を役場来る度に、度ではないんですが、感じる場面があります。私ですらあるんですから、おそらく町民の方にはちょっと抵抗あるかなど。無視されるほど辛いものはございません。ですから、何とかまず町長も日頃から協働のまちづくりと、町民一体となった協働のまちづくりということをおっしゃっていますので、まず基本的なのが役場の雰囲気づくりが大事じゃないかと思えます。それが基本ではないかと思えます。町長どうでしょうか。

○議長(横関一雄) 佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎) 只今の質問にお答えしますが、確かに役場の雰囲気づくりっていう部分で様々なご意見をいただくことも多々あります。私も度々ですね、職員に対しまして挨拶が基本だと、私に挨拶できない人間が町民に対して挨拶できないというふうに私は思っているんですね。ですから、少しでもそういう挨拶ができるような対応を、心がけてっていうことでは申してはいますけれども、実際に町民の声からして、最近役場の雰囲気が変わったっていう方もいらっしゃいますし、以前からと変わらずそっけないねっていう方もいます。それは、人によって対応が悪いっていう部分でそういうふうに印象を受けられる方もいると思うんですね。ですから、今後におきまして役場職員の資質の向上という意味ではですね、そういう部分で私もですね、職員に対しても申してまいりますし、また、先程の研修プログラムなどを含めてですね、人材育成のための意識の向上をですね、図ってまいりたいなっていうふうに思っております。先程来から申しておりますけれども、佐藤議員がですね、役場職員であったっていうこともあるんですけども、私も感じるんですけども、以前の職員と今の職員で果たして何の資質が変わったのかっていうのはですね、やはり当時現場におられた佐藤議員が一番良くわかれるというふうに思うんですね。そこでちょっと、逆に質問をさせていただきたいんですけども、よろしいでしょうか。

○議長(横関一雄) よろしいです。

○町長(佐藤聖一郎) 当時を含めてですね、何の、職員の資質として何が変わったかというのをですね、佐藤議員からちょっとお話いただければというふうに思います。

○議長(横関一雄) 佐藤議員。

○1番(佐藤秀教) それでは、その反問権に対してお答えしたいと思うんですが、事実、今町長がおっしゃ

っていた部分ですね、挨拶の部分については我々も言われていました。事あるごとに町長の訓示でも、事あるごとに言われていました。もう50づら下げてですね、おまへたちは挨拶がないということですね、それ以降、私もなるべくこう気を付けながら挨拶を心がけていました。これはやっぱり町長、私思うにですね、個々の性格もあると思うんです。まず、それがまず第一だと思います。特に、近年はパソコン世代ということもありましてですね、ひとり遊びって言いますかね、あまりこう会話をしないということがですね、会話に慣れてないんじゃないかという。私は常日頃、管理職のときにはなるべくこうコミュニケーションを図るようにですね、冗談も言いながら、工作中非常に不謹慎ではありますが、例えば3時の休みにアメ玉配って、アメでも、ブドウ糖が切れた時期で入れないと頭の回転が悪くなるからと言って、アメ玉配って歩いたこともありますし、いろんな小さなコミュニケーション、あるいはその私の先輩にしてもそうですね。やっぱり月に一度くらいはコミュニケーションを図ってですね、肉の日だとかそういう日には焼肉パーティーをやったりですね、いろいろその職員と交流を図ったものですね。資質からいくと、これはあくまでも自分がこう、自分がこれ決める部分ではなくて、他人が見て評価する部分ですからよくわからないんですが、今も昔もさほど変わらないと思います、資質の面では。ただ、コミュニケーションの部分では今よりは遥かに図られたとっております。私も町長には冗談話で言いましたが、3年間、4年間、野球部に入ってですね、それもコミュニケーションの一つです。3年間、ずっと補欠でした。やっと9人カツカツで、それで1人けががしましてね、いよいよ私の番だということで、もう監督が佐藤君良いからと、私がやるからと監督自ら出てですね、それで私もとうとう3年間試合に出たことはございません。ただ、それも私はコミュニケーションの一つと思ってましてですね、毎回そういう部にも入ってございました。ですから、今からすると、その当時はパソコンも当然ないですからね、やっぱり会話での仕事ですから、アナログですから。ですから、それがやっぱり今違うのかな。それで、我々も雑談力と言いますかね、付けていったですね。ですから、僕も職員の時ときには、担当の人にはとりあえず農家の方が来たら、まず仕事だけでなく、雑談をしなさいという話はよくさせてもらいました。ですから、そういう時代背景もあるものですから、いろいろ今と比較はならないと思いますけれども、やはりコミュニケーションが大事だと思っております。こんなところでよろしいでしょうか。

○議長(横関一雄) 佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎) 佐藤議員おっしゃるとおりですね、私も今も昔も職員の資質というのはさほど変わりはないというふうに思います。ただ、変わったっていうのはですね、社会の情勢の変化によって、役場に対する求めるものっていうのは非常に大きくなったというふうに思うんですね。かつては、職員は町内出身者が多かったっていうことも聞いておりますけれども、今は町外の職員が多いんですね。その中でやはり地域に愛情を持てるか、そこがやはり求められてきますし、職員がいかにして、その地域のために奉仕できるかっていう気持ちも求められていくというふうに思うんですね。かつてのように高度経済成長期のときに残された産物を維持、また、保全しなければいけないとかですね、最小の経費で最大の効果が今求められている時代の中で、それを補うにはやはり職員一人ひとりのですね、やっぱり行動力だというふうに私思うんですね。ですから、佐藤議員がおっしゃるとおりですね、今の時代、職員に対して求めるものが多い中で、やはり職員一人ひとりがですね、町を愛し、そして率先して行動することが非常に多く求められているというふうに思いますので、そういう部分では今後、人材育成のためにまだまだ努力しなければならないなというふうに今強く感じるところでございます。以上です。

○議長(横関一雄) 佐藤議員。

○1番(佐藤秀教) 先程、町長のお話にもありましたけれども、やはりその当時やっぱり地元から採用者が多かったですね。ですから、ある程度町民の方との顔見知りって言いますか、多かったことは確かです。ですから、コミュニケーションを図れたんですよね、町民の皆さんとの。それとやっぱりコミュニケーションを図ると何か行動を起こすときにですね、やはり一丸となってそれに向かって行けるんですね。町長もお聞きになったかと思えますけれども、我々もその架空の株式会社仁木町なんてものを立ち上げてですね、そしていろんなイベントの裏方で、いろいろやった経過もございます。そこで、次を最後にしたいと思うんですが、先月も2回ほど、まちづくりをテーマにしたですね、講演会なり集いがありましたね。ところが、残念ながら職員の方のですね、参加率、確かに担当の方は来ているんですが、あまり来られていない。こう見渡すとあまり来られていない。非常に残念に感じるんですね。今、今年からその地方戦略、総合戦略でこれから地方創生頑張るぞっていうときにですね、そういうものが、意気込みがちょっと見られないんですね。普段、町長がですね、職員とどのように接して、さっきの話になりますけれども、コミュニケーションを図っていただけるのか。ちょっと私もその辺が気になったものですから、今回ちょっと伺いいたします。これ最後にします。

○議長(横関一雄) 佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎) 只今の質問にお答えしますが、私がですね、職員とのコミュニケーションを図られているかどうかという質問に対しましてはですね、正直なところ、そのように多くのコミュニケーションというのは図られていないというのが事実であります。それは私の不徳の致すところでもありますけれども、職員とのですね、交流というものをですね、なかなか育めない、そんな状況にありました。決してゼロではなくてですね、これまでも若い職員とともに一緒に飲みに行ったりとか、課長職の皆さんとですね、定例会を終わるたびに懇談会とかでやりますけれども、その後、二次会、三次会とですね、引き続いて、それぞれ話したいことも話すような場もありますけれども、それ以上にまだまだコミュニケーションづくりっていうのは必要だなというふうに自分自身も思っております。今後もですね、広く、広い職員に対してですね、そういうコミュニケーション、交流の場を作ってまいりたいなというふうに考えていますとともにですね、やはり組織である以上、トップがすべてのものに対してコミュニケーションを図るということも大事ですけども、やはりそれぞれの上司がそれぞれの課内でコミュニケーションづくりをしていただいて、それぞれ状況を把握していただくうまく組織を築いていくということがやはり組織の根本的なものだというふうに思いますので、そういう部分でもこれから管理職の方々に含めてですね、それぞれの職場において職員との交流づくり、又はコミュニケーションづくりをですね、行っていただきたいということで申してまいりたいというふうに思います。以上です。

○議長(横関一雄) 佐藤議員。

○1番(佐藤秀教) いずれにしましても、いろいろ今日は町長ともいろいろお話ができて、大変有意義な一般質問でございました。それで、いずれにしましてもですね、地域づくりは当面やっぱり役場職員、役場が主体でないとはですね、なかなか進んでいかないのかなと思っております。それで人材育成は先程も言いましたように、非常にこれはやっぱり時間がかかると思います。ですから、まず、実践的な研修をメインにしてですね、先程言ったやねだんですか、のようなああいう実践的な研修を全面的にですね、やられて、職員がですね、同じ共通認識の下、あるいは民間の方と同じ共通認識で地域づくりをしていくという

ことでの研修をですね、これからも持続可能な限り、続けてほしいと思います。以上であります。ありがとうございました。

○議長(横関一雄) 暫時休憩します。

休 憩 午前10時49分

再 開 午前11時05分

○議長(横関一雄) 休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第2『一般質問』の議事を続けます。一般質問、『子育て世代への支援対策について』以上1件について、上村議員の発言を許します。上村議員。

○8番(上村智恵子) 2016年度の政府予算案は、安倍・自公政権の基本方針が貫かれているものの、地方での住民要求実現の財源としてみると、町政執行方針にも書かれているとおり、主にリーマンショック以降に上乘せされてきた地方財源の水準は基本的に維持されており、これに2015年度補正予算の住民向け施策を加えるならば、十分とは言えないもののその財源は引き続き様々な形で確保されていると言えます。本町では、昨年12月にまち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略を策定しました。その中で、子育て世代への経済的支援プロジェクトとして、子育て世代の経済的な支援を充実させるため、保育料や中学生以下の子どもの医療費、学校給食費等の負担軽減等に取り組むことで、安心して子どもを産み育てることができ環境づくりに期待しているところでありますが、保育料の軽減については中低所得世帯の負担軽減と限定しています。なぜ、中低所得世帯と限定したのでしょうか。保育料の負担軽減は、子育て世代にとって魅力的な施策です。仁木地区に保育園があるにもかかわらず、へき地保育所への入所を希望される理由も保育料が関係していると考えます。町長は、保育料の負担軽減についてどのように考えているのでしょうか。

また、子育て世代が本町に移住したいと思っても、町営住宅の入居募集はいつされるかわからない状況にあり、また、民間アパートの家賃は町営住宅に比べると割高のため、移住することをためらってしまうことも考えられます。新築住宅や民間集合住宅の建設に対する補助に取り組むことも大事ですが、早急に人口を増やす施策として、町営住宅の住宅使用料基準とした民間アパート入居に対する家賃補助について、町長の見解をお伺いいたします。

○議長(横関一雄) 佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎) 只今、上村議員からの子育て世代への支援対策についての質問にお答えいたします。

1点目の保育料の軽減については、なぜ中低所得世帯と限定したのでしょうかについてであります。まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略における子育て世代の経済的支援プロジェクトでは、既に本町として実施している保育料の軽減策や新しい国基準の考え方を基に、そこから更に町独自で行う非課税世帯すべての無料化等の施策について取り組むことから、中低所得世帯の保育料の負担軽減と表記いたしました。実際には課税世帯につきましても、すべての階層で国基準徴収額の75%程度になるよう設定した額、又はこれまでの上限額のどちらか低い額で新しい保育料を設定しておりますので、ほぼすべての世帯で負担軽減になるものであります。

2点目の町長は保育料の負担軽減について、どのように考えているのでしょうかについて申し上げます。にき保育園は認可保育所であるため、従来から国基準徴収額を基に保育料を設定しておりましたが、へき

地保育所は認可外保育所であるため、独自に利用しやすい額を設定し、現在に至っております。認可保育所であるにき保育園と認可外保育所である大江、銀山の両へき地保育所とでは、運営形態や提供するサービスの内容に差がありますので、保育料についての格差をなくすということにはならないと考えております。

3点目の民間アパート入居に対する家賃補助につきましては、本町として子育て世代への経済的支援として、総合戦略で保育料や子ども医療費、学校給食費の負担軽減に取り組むことを選択しているため、当面導入する考えはございませんが、他町村での事例について引き続き研究してまいりたいと考えております。以上です。

○議長(横関一雄) 上村議員。

○8番(上村智恵子) 今、すべての課税世帯階層で、国の基準徴収額の75%程度になるように設定しているとのこと。そのことにつきましては、管内では安いところでは66%、高いところで83%とまちまちであります。保育料が高いと感じていて、幼稚園に行っている世帯は第5階層だと思うのですが、この世帯は年収どれくらいかわかりませんが、保育所に子どもを預けて働くとなると、どうしてもパートの仕事になってしまいます。やはり配偶者控除ができる収入限度額所得76万円未満にすると、7万円前後のパートに出るのがせいぜいいっぱいだと思いますけれども、そういう方たちにとってこの第5階層の4万円の保育料は、払うということには躊躇してしまうのではないのでしょうか。やはり幼稚園ですと2万円前後で行かせられますので、どうしても保育所に預けないで、幼稚園に預けて延長保育をしてもらおうという方が仁木町で増えているのかと思います。昨年、保育料が9月に改定になりましたが、うちの町でも2人ほど保育料が高くなったと聞きましたが、その方たちはどうなりましたでしょうか。

○議長(横関一雄) 嶋井住民課長。

○住民課長(嶋井康夫) 今の高くなったという部分のお話なんですけれども、大変申し訳ございません。ただ今ちょっとそのデータ、私の手元にございませんので、後で確認させていただきたいと思います。

○議長(横関一雄) 上村議員。

○8番(上村智恵子) 9月に所得税から住民税に変わったということで、仁木町でも2人ほどいると聞きました。他の大きな市ですとか町村では旧制度をみなし適用として、その方たちは今までどおりの保育料ってということで払っているそうです。そういう保育料軽減、全道で40自治体ぐらいみなし適用でやったんですけれども、今回の道議会でこのみなし適用されたところにはね、自治体に対してその分補助するということが決まっておりますのでね、ぜひ仁木町でも、もし高くなった方がいましたら、このみなし適用を導入して、保育料をそのままにしてあげてほしいと思います。今、国では多子世帯の保育料負担軽減を行うとしていますが、その内容についてはわかりますでしょうか。

○議長(横関一雄) 嶋井住民課長。

○住民課長(嶋井康夫) 今年度からもう既に始まっている2人目が2分の1、3人目以降が無料というものの他に、新年度に向けて階層によってその中の所得割で、更に細かく細分してというお話で進むというところまでは聞いているんですけれども、ちょっとそのデータも申し訳ありません。今、持ち合わせておりません。

○議長(横関一雄) 上村議員。

○8番(上村智恵子) 国では2人目、3人目の1人目が小学校であろうと、今までは同じ保育所に2人で、

2人目が半額で、3人目が無料だったんですけれども、その上限がなくなって、小学校でも中学校でも2人目は半額ということになってきております。そういうことではね、やはり仁木町も少し保育料も下がっていくのかなってということではありますけれども、今、認定こども園だと1号認定で、所得割課税で5階層で2万5700円と幼稚園並みなんですけれども、仁木町の場合、この認定こども園にすることは難しいのでしょうか。

○議長(横関一雄) 嶋井住民課長。

○住民課長(嶋井康夫) 現在のところですね、認定こども園、幼稚園と保育所とそういうものが一体となったようなそういう保育の施設、私ども担当課の方では考えておりませんでした。今後に向けてですね、例えば最近ですと、共和町さんあたりが新しく幼児センター、そういうようなものを立ち上げながらいろいろ進めてきているというようなお話も伺っております。そういうところ、他町村の動向いろいろ参考にさせてもらいながらですね、今後仁木町でもやっていけるかどうか検討させてもらえればと思います。

○議長(横関一雄) 上村議員。

○8番(上村智恵子) 今、俱知安町で子ども保育園になったということで、3歳以上の方は5階層以上すべてが2万9500円で打ち止まりになっているんですよね。未満児はその階層ごとに高くはなっているんですけれども、やはり町営ということであれば、私も子ども保育園に移行するってことは反対ですけれども、もう今民営化されている状態ですね、やっぱり幼稚園もないこの仁木町にとってはやはり子ども保育園にすることによって、こういうふうに第5階層以上の子どもたちが安くなるということは良いことだと思いますので、ぜひ検討してあげてほしいと思います。今こうして国を挙げて子育て世代を応援しようとしていますけれども、仁木町でもこんなに子育て世代に取り組んだことはなかったのではないのでしょうか。今回のまち・ひと・しごとで、本当に支援を若い人たちにしてもらってよかったなと思っています。そこで、子育てしやすい仁木町に若者は帰ってきたいと思っています。特に、先程言われていましたけど、仁木町で育った子どもたち、やはりあの今余市とか小樽で働いていて、そっちの方のアパートとかに住んでいる方たちはね、やはり仁木町にこういうふうに子育て支援がたくさんできた中で、本当にこう通勤圏にもなりますのでね、公営住宅は空いてないかっていう相談をよく受けます。しかし、今見ても公営住宅は本当に満杯で、すぐに1つは空いていても、そこに2人も3人も来るという状況ですのでね、人口が増えるための今回のビジョンだと思いますので、ぜひ、この民間の家賃補助制度そういう政策がどうしても必要だと思いますけれども、当面導入する考えはないという町長の答弁でしたけれどもね、民間アパートを建てるための補助は引き続きしていくんですよね。

○議長(横関一雄) 佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎) 只今の上村議員の質問にお答えしますが、そもそも民間集合住宅に補助をするに至った経緯といたしましてですね、本町に住宅が少ない、少なく、町営住宅にも空きがないという状況があるがゆえにですね、町内はもちろんのこと、町外の方々に取りましても、住む場所がないことを鑑みですね、将来的に町営住宅をですね、建設することよりも民家に対して補助するっていうことを行って、そういう目的に沿って、今回実施した次第でございます。今後もですね、民間集合住宅に対しての補助っていうものは、この地方創生の重要施策っていう中で、単年度で終わらせるのではなく数年に渡って補助をしてまいりたいというふうに考えておりますので、そういう部分では住宅確保困難者を解消できるような形で進めてまいりたいなというふうに思っております。以上です。

○議長(横関一雄) 上村議員。

○8番(上村智恵子) 特定優良賃貸住宅っていうのがね、国や自治体の補助金が出るっていうふうに調べていたら出てきたんですけども、優良賃貸住宅というのは仁木町に当てはまらないのでしょうか。

○議長(横関一雄) 岩佐建設課長。

○建設課長(岩佐弘樹) 仁木町町営住宅は、185戸ございます。更に、今先程おっしゃられた特公賃住宅については16戸ございます。以上でございます。

○議長(横関一雄) 上村議員。

○8番(上村智恵子) 特定優良賃貸住宅っていうのはちょっと見てみますと、札幌とか普通のマンションとかパートに対して、国や自治体の補助金が出る制度だと出ていましたけれども、それはそういう制度は利用して、アパートとか建ててもらえないのでしょうか。

○議長(横関一雄) 岩佐建設課長。

○建設課長(岩佐弘樹) 大変失礼いたしました。先程私が申し上げたのは、仁木町の特定賃貸公共住宅と、いわゆる特公賃と言われるやつで、今の議員のおっしゃったものとはちょっと趣旨が違うものでございまして、今のところその議員のおっしゃった住宅に対する補助とかっていうのは、ちょっと考えてございません。以上でございます。

○議長(横関一雄) 上村議員。

○8番(上村智恵子) 普通のアパートにそれは適用できないのでしょうか。

○議長(横関一雄) 鹿内企画課長。

○企画課長(鹿内力三) 今、上村議員の方から特定優良賃貸住宅、民間アパートだとかに適用できないかというお話でございましたけれども、現在ですね、町の方ではそのような制度を調査したことがございませんので、その辺のデータが今手元にございません。それが仁木町で適用になるのかどうかということは、この場ではちょっとお答えすることができません。以上です。

○議長(横関一雄) 上村議員。

○8番(上村智恵子) 今アパートに対して新婚家庭とか若者に補助しているところが増えてきておりますけれどもね、他町村で、喜茂別町で、昨年度こういうふうに若者対策として、賃貸住宅に対しての補助、若者に対しての補助がするということでできたんですけどもね、その目的というところに、町営住宅に入居できる収入でありながら、やむを得ず民間賃貸住宅に入居されている方に対し、家賃の一部を助成することにより、生活の安定と定住の促進を図り、活気に満ちた持続可能な地域社会を築くことを主な目的としているという定住促進基本条例を作っているっていうところですね、喜茂別町でこういうふうに作っているところもありますのでね、仁木町もいろいろな国の助成も今、国自体もね、やはり公営住宅を建てないで、リフォームとかそういうものに助成していくっていうふうに方針が変わっておりますのでね、仁木町もぜひ、そういう施策をいち早くつかんで、若者に対しての家賃補助というものに着手していただきたいなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。町長、最後に。

○議長(横関一雄) 佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎) 上村議員おっしゃるとおりですね、今後、町外から又は町内はもちろんのこと、若い世代の方々がですね、本町に定住していただくために、そういう住宅に対する補助も含めてですね、今後町として取り組んでいかなければならない課題であるというふうに認識しております。そして何度も申し

ますが、今回集合住宅を建設するにあたりまして民間に補助を出した経緯はですね、やはりそういった意味でも、少しでも公営住宅の今の状況も踏まえてですね、入居者が果たして、他の住宅があればあそこに移り住みたいという思いがありながらも、なかなかない状況の中で致し方なく公営住宅に住んでるってようなことがないようにですね、そういう部分で、今まず民間に集合住宅をつくっていただくために補助している次第でありますので、今後そういう入居状況を見てですね、また需要を見てですね、考えてまいりたいなというふうに思っております。以上です。

○議長(横関一雄) 上村議員。

○8番(上村智恵子) よろしくお願いいたしまして、以上で終わります。

○議長(横関一雄) 続いて、『病児・病後児保育について』、『基金の有効活用について』以上2件について、住吉議員の発言を許します。住吉議員。

○3番(住吉英子) 病児・病後児保育について。仁木町まち・ひと・しごと創生・人口ビジョン・総合戦略が策定され、本町の地方創生に向けた4本の矢が打ち出されました。生き生き子育て・教育支援プロジェクトの中に、子ども・子育て支援の充実プロジェクトとして、地域で子育ての負担を軽減する取組みの充実として、ファミリーサポートセンターの整備・設置、放課後児童クラブなどがあります。子ども・子育て支援新制度が平成27年度からスタートし、本町においても、仁木町子ども・子育て支援事業計画が策定されました。政府は、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童や保護者のニーズに応じるため、病児・病後児保育事業を推進しております。近年、女性の社会進出と夫婦共働き世帯の増加に伴って、子どもが早朝から急に体調不良になったときや保育所に登所した後の発熱や体調不良になったときは、早退や休暇等で対応していることから、病児保育の需要は高まる一方であり、受け皿の一層の拡大が求められているところであります。子どもが就学前や小学校低学年の抵抗力が低い時期においては、仕事と育児の両立が難しくなる場合があり、病児・病後児保育事業の整備状況が女性の就労と病気の子どもの安全・安心を左右する要因となっていると考えられます。本町において、仕事と育児の両立を支援する観点から、病児・病後児保育が必要と考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長(横関一雄) 佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎) 只今の住吉議員からの、病児・病後児保育についての質問にお答えいたします。

女性の社会進出と夫婦共働き世帯の増加に伴い、保育所のニーズは高まるばかりであります。この傾向は、病児・病後児保育事業においても同様であり、政府は本事業の推進をしておりますが、事業を実施するためには、看護師及び保育士等の常時配置や既存保育所とは別に専用の保育・静養スペースを確保する必要があることから、事業の実施に必要な人材確保を含めた環境整備することが難しく、管内でも実施している町村はございません。また、平成25年11月に実施した子育て世帯に対するアンケート調査の中で、病児・病後児保育についての質問に対する回答を見てみますと、実際に病気で保育施設を利用できなかったことがあると回答した世帯のうち、7割弱の世帯が病児・病後児保育を利用したいとは思わない旨の回答していることから、本町においては事業のニーズがそれほど高くないと考えられます。また、事業を実施した場合、事業の趣旨から対象者がいなくても職員と場所は確保しておく必要があり、費用対効果についても検討していかなければなりません。平成28年度から整備に向けて検討を進めるファミリーサポートセンター事業の中で、援助を行う提供会員の方に研修を受けていただき、病児・病後児保育を実施している他市町村の事例もありますので、管内の状況を踏まえ、今後に向けて研究してまいりたいと考えており

ます。以上です。

○議長(横関一雄) 住吉議員。

○3番(住吉英子) まず、小さな子どもは本当によく病気にかかるものです。病気で苦しんでいる子どもにとっては、お母さんやお父さんなど保護者の方が看護するのが一番であると思います。しかしながら、ようやく保育所に子どもを預けて働けるようになった母親であっても、子どもの急病のために看護休暇や有給休暇を使い果たし、職場を去ったり変えなければならぬことは珍しいことではないかと思います。また、パート等で働いているひとり親の親御さん等も休むことによって収入が減少し、貧困につながっていくものとも考えられます。本町で平成25年に実施した子育て世帯に対するアンケート調査によると、子どもが病気やけがで通常の保育サービスが利用できなくなった場合の対処方法は、母親が仕事を休むことで対処している家庭が70.6%で最も多く、次いで、同居者を含む親族・知人に子どもを見てもらったが44.1%、父親が休んだ26.5%となっております。病児・病後児保育について、本町においては事業のニーズがそれほど高くない結果であったようですが、できれば病児・病後児保育施設等を利用したいと回答した方が30.8%おられます。また、事業形態が望ましいと思われる施設として、小児科に併設した施設で子どもを保育する事業が75%との回答が多くありました。厚生労働省によると、平成26年度で急性期の子ども預かる病児対応型や回復期の病後児対応型の施設は全国に1271か所あり、年間で延べ57万人が利用しているとのこと。この他保育所などで、具合が悪くなった子どもを預かる体調不良児対応型563か所やスタッフが児童宅を訪ねる訪問型5か所の病児保育もあり、徐々にその数は増えております。政府は、平成31年度までに現在の3倍の延べ150万人を受け入れるという拡大目標を掲げ、支援策を本格化させています。例えば経営を安定化させるため、病児保育を利用した子どもの数にかかわらず、施設に助成される基本分補助単価を本年度から倍増するなど、平成28年度予算案では、必要な施設の整備費を補助する制度も新設され、更に仕事で手が離せない親に代わり、保育所で体調が悪くなった子どもを拠点となる病児保育施設まで看護師が送迎する費用も助成されるとのこと。昨年12月の閣議決定では、病院内に設置されている病児保育施設の場合、看護師がすぐに駆け付けられる体制が整っていれば、施設への常駐を不要とする方針を打ち出しております。本町において地域の医療機関との連携を図り、病児保育の導入に向けての検討をしていただきたいと思います。町長の見解をお伺いいたします。

○議長(横関一雄) 佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎) 只今の質問にお答えしますが、確かに住吉議員おっしゃるとおりですね、病児・病後児保育といたしまして、様々なニーズがあるというふうに思います。実際、その病児・病後児保育のタイプといたしまして、医療機関と一緒にやっているタイプや又は保育所と併設しているタイプ、又は単独で派遣型でやっているタイプ、様々ありますけれども、それぞれの地域でその地域に即した形でやられている、進められているというふうに思います。ただ、この病児・病後児保育がですね、なかなか進んでいない状況といたしましてですね、病児・病後児保育は子どもの病気によって突発的に利用されますものですから、日によって利用者の数が多かったり、又は少なかったりと、なかなか安定した収入と利用が見込めない、そういうことも考えられて、なかなか事業者が参入しにくいという実際問題、そういう課題もあります。実際今、政府から補助金を受けているところが多いんですけども、補助金を受けるとなかなか多くの制約があって、その制約が逆に施設を苦しめているというそんな声も聞いております。ただ、住吉議員おっしゃるとおりですね、本来、子どもが病気になっても休んでいけるような、そんな社会をつ

くっていくことが当然望まれるんですけども、今の社会の場ではなかなかそこまで整備がされておられませんので、先日の新聞にも保育所落ちたとかってというようなことで、今保育所の問題がですね、非常に物議を醸し出されておりますけれども、そういう意味でも今後、国全体としてその保育所の考え方、又はその地域の実情に即した保育所のあり方っていうのをですね、今後考えていかなければならないというふうに思いますので、本町には医療機関、私設でありますけれども、そういう形でこの病児・病後児保育を併設して行っていくことができるかっていうのはですね、今後検討課題として捉えてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長(横関一雄) 住吉議員。

○3番(住吉英子) そこら辺は、今後の課題として検討していただきたいと思います。

先程、野崎議員の質問の中でも、ファミリーサポートセンターの事業についての質問があって、内容も先程多少お聞きしたところなんですけれども、平成28年度から整備に向けて検討を進めているファミリーサポートセンターの本町でその取組む事業内容についてお聞きしたいと思います。

○議長(横関一雄) 嶋井住民課長。

○住民課長(嶋井康夫) 只今のご質問にお答えしたいと思います。28年度から整備に向けて検討を進めるファミリーサポートセンター事業でございますけれども、先程はファミリーサポートセンター事業というものとはどんなことをやるのかという一般的な部分、更にはまず、取組みのできそうなところから始めますということで、何点かご説明させていただきましたかと思っております。実際の取組みの流れ的なものでいきますと、28年度に特に予算を組んでいるわけではないんですけども、他町村又はいろいろな情報収集から始めまして、28年度中に29年から、できれば専門の臨時職員、嘱託職員さんなどを入れるような形です、それで役場の中の住民課にそのサポートセンター機能を置くというような形で、そこでその専門の職員さんにいろいろ相談に乗ってもらい、アドバイザーになってもらいというような形で始めていきたいということですね、その検討を今年度させていただきたいというふうに思っているところでございます。それに対してやっていく内容としては、只今のご質問の中にもありました、どういうことからかというのは、まず取り組めるところから順次取り組んでいくという部分が大事かと思っております。それとあと先程来、今回のご質問にありましたような病児・病後児保育そういう部分で取り組めるかどうかということで、まず、サービス提供者の方の中に看護師さんですとか、医療関係又は保母の資格をお持ちの方、そういう方が会員になってもらえるかどうか。そういうところも把握していかなければいけない部分かなというふうに思っております。そういう方々が整備できた段階で、順次その提供者の方々の中でこういうことができる、ああいうことができるというその内容を見ながらですね、我が町としてどういうふうな形で進めていくかっていう方向性を出していければなというふうに、担当課としては考えているところでございます。以上です。

○議長(横関一雄) 住吉議員。

○3番(住吉英子) 道内のファミリーサポートセンターは、この平成27年10月現在です、47か所、小樽市を含めて行っております。また、社会福祉協議会でも、この事業を6か所実施しております。そのうち、余市町、赤井川村も実施しているというデータがありました。平成21年からこのサポートセンターで病児・病後児の預かり、また、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどの事業、病児緊急対応強化事業を行っております。平成26年度実施状況としまして、全国で基本事業が769市町村、それから病児緊急対応強化事業が135市町村であります。先程の依頼会員、援助を受けたい会員という方が49万1318人、これは平成26年度末の

数でありますけれども、また、提供会員として援助を行いたいという方が12万6422人ということでありました。本町においても、また、子育てを終わったシニア世代の方ですとか、またそういう方たちも大いに活動していただいて、このサポート事業に参加していただければ良いのかなとも思いますし、このサポート事業の中で、やはりこの病児・病後児預かり事業ですね、これをぜひ導入するというところで考えていただきたいと思いますし、また、その預かる、生後何か月とかいろいろあります、2か月と3か月とか半年とか、また、小学校何年生とかっていうのもありますけれども、幅広くそういうものは検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長(横関一雄) 嶋井住民課長。

○住民課長(嶋井康夫) 只今のご質問にお答えしたいと思います。まず、私手元にはいろいろな情報を提供していただきました。ありがとうございます。この事業なんですけれども、今、サポートを受けたい側の会員さん、又は提供する側の会員さんの全国の数字を教えてくださいました。実際には、この事業で国なりの補助をもらおうとする場合に、それぞれ確か会員数50名以上いなければいけないとかそういう規制があったかと思います。先程来、私言っています、ただ受けたい側、こういうことができるよという提供者側になる方、そういう方を少しずつ集めてたのではそれだけの人数に達しないという部分もありますので、その辺をクリアする上では、保育所に入っているお子さん方のご家庭全部に会員になってもらうような形を取るですとか、何らかの策を講じてですね、何とか国なりからも補助はいただけるような形で、将来的にはやっていけるような方向を考えていきたいというふうには思っているところであります。町内の皆さん方の方にはですね、一般的な地域の人材の活用ということで、なるべく多くの方に広報なり、いろいろなもので周知しながらですね、具体的にこの事業がどういうものなのかというものを説明させていただいて、更にその中でぜひ会員になってくださいというような形でですね、人材を集めていければなというふうに考えております。先程、住吉議員の話の中に、他町村で社会福祉協議会などもやっていたという部分もございました。私どもの方としては、基本的には町の方で取り組みながらですね、また、社会福祉協議会の方でもいろいろな事業を町からお願いしてやっていた部分がありますので、そういうところでネットワークは非常にお持ちです。そういうネットワークをですね、活用させてもらって、いろいろな人材発掘等も進めていければなというふうに思っているところです。以上です。

○議長(横関一雄) 住吉議員。

○3番(住吉英子) 児童の健全育成と安心して子育てできる環境整備のため、できるだけ、子育て家庭のニーズに答えられるよう、また、子育て世帯の家族は本町に定住したいと思える選択肢を増やす、そういう意味でも、きめ細やかな子育て支援の施策をトータル的に推進することが本当に大事なことと考えております。町長の方からも今年度のいろいろな子育て支援に対しての施策も行政報告でありましたけれども、今後ですね、またそういう部分で充実した子育て支援をしていただきたいと思います。最後に町長のご意見をお願いします。

○議長(横関一雄) 佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎) 住吉議員がおっしゃるとおりですね、今後、本町を含め、各自治体は人口減少に歯止めをかけるために、様々な施策を打ち出すというふうに思います。本町におきましては、今回の地方創生で数々の支援策っていうものを打ち出させていただきましたけれども、すべての事業に対してですね、あらゆる支援策を打ち出すっていうことはですね、なかなか難しいということも、議員の方々もご理解して

いただけているというふうに思います。やはり限られた予算中で、様々な事業を行っていかねばなりませんので、これを解決するには、いかにして町の自主財源を増やしてより高いサービスを提供できるかっていうことが求められてまいりますので、そういう部分でも本町としてはですね、自主財源確保のため、様々な施策を打ち出して、それで得た収益によって、皆さんに高いサービスを提供できるような、そんな地域づくりが健全であるというふうに捉えておりますので、今後努力してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長(横関一雄)住吉議員。

○3番(住吉英子)仕事と育児の両立を支援する観点から、このファミリーサポートセンター事業の、やはり充実が本町にとっては、これから必要なのかなと思います。それらの推進を求めまして、質問を終わらせていただきます。

○議長(横関一雄)暫時休憩します。

休 憩 午前11時49分

再 開 午後1時00分

○議長(横関一雄)休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第2『一般質問』の議事を続けます。一般質問、『基金の有効活用について』以上1件について、住吉議員の発言を許します。住吉議員。

○3番(住吉英子)基金の有効活用について。災害時の支出に備え、道内179市町村が組合を作り積立てを行っている備荒資金の残高が平成19年度以降年々増加し、今年度は900億円を突破したという記事が昨年10月の新聞に掲載されました。同資金は、北海道備荒資金組合が管理し、市町村が任意で積み立てる超過納付金と、全市町村が最低5000万円を積み立てる普通納付金の2種類があり、両方を合わせた金額は昨年9月末で925億円に上り、内訳は普通納付金219億円、超過納付金706億円でありました。超過納付金が最も多いのは三笠市で、積立額は約45億円。同市は、公共施設の維持管理などの将来の町づくりのために計画的に積立てを行ったとのこと。積立額が10億円を超えるのは21町村に上り、鶴居村約39億円、西興部村約32億円となっています。積立額の急増を受け、組合は備荒資金の趣旨は災害対策であり、超過納付金は普通納付金の補完とし、昨年2月に条例を改正し、1億5000万円だった普通納付金の上限を3億円に、無制限だった超過納付金の上限を30億円に変更しました。組合は、まず普通納付金の満額納付してほしいと適正化に期待していますが、普通納付金を上限まで積み立てたのは、昨年9月末で14町村に止まっているとのこと。本町の基金について、備荒資金の本来の目的である災害対策に、これまで基金の活用したことはあるのでしょうか。2、備荒資金が含まれた本町には20億円を超える基金が積み立てられていますが、この基金はどのように活用していくのでしょうか。以上2点についてお伺いいたします。

○議長(横関一雄)佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎)只今、住吉議員からの、基金の有効活用についてのご質問にお答えいたします。

1点目の備荒資金の本来の目的である災害対策に、これまで基金を利用したことがあるのでしょうかですが、備荒資金につきましては、災害時における減収の補填や災害復旧事業費に充てる資金を賄うことを目的に、昭和31年に北海道内のすべての市町村が加入する北海道備荒資金組合が設立され、同組合に積み立てしている資金であります。備荒資金には、普通納付金と超過納付金があり、普通納付金は災害

対策として、超過納付金はそれを補完する財源として積立てを行っているところであります。本町におきましては、平成26年度決算における現在高では、普通納付金が1億4465万円、超過納付金が4億1844万円、合わせて5億6309万円を積み立てしております。備荒資金の活用につきましては、この20年間では、本町におきましては幸いにも備荒資金を活用するまでの大規模な災害が発生しておりませんので、災害対策に備荒資金を利用したことはございません。

2点目の備荒資金を含め本町には20億円を超える基金が積み立てられていますが、この基金をどのように活用していくのでしょうかについて申し上げます。本町では、各基金条例に基づき、基金の積立てを行っているもので、平成26年度決算における基金現在残高は、財政調整基金が7億1529万円、減債基金が7億6530万円、ふるさと振興基金と体育施設整備基金の2つの特定目的基金につきましては2117万円で、一般会計の基金を合計いたしますと15億176万円となっております。これら一般会計の基金と備荒資金を合わせた合計額といたしましては、20億6485万円となっております。基金につきましては、条例定めるそれぞれの目的に沿って活用を図っていくところでありますが、本町の財政状況は一般会計予算の約半分を地方交付税に依存している状況にあり、平成13年度から平成18年度までの小泉内閣時に行われました聖域なき構造改革では、地方交付税が大幅に減少したことに伴い、基金と備荒資金を合わせて約11億2000万円が減少していますことや地方債残高の状況、更には今後想定されます各公共施設の大規模改修等の大型の財政需要に対応し、持続可能な町財政を運営するためには、現時点では一般会計基金と備荒資金の超過納付分を合わせ、本町の標準財政規模であります約22億円程度の積立ては必要であると考えております。以上でございます。

○議長(横関一雄) 住吉議員。

○3番(住吉英子) 備荒資金の平成26年度決算では、普通納付金が配分額143万2171円、1%を加算して1億4465万円。超過納付金は、納付額1億円と配分額253万4846円、0.8%を加算して4億1844万円、合計で5億6309万円となっております。非常に利子的なものとして高い配分、利息となっております。今後の納付金の方向性についてお聞きいたします。

○議長(横関一雄) 岩井財政課長。

○財政課長(岩井秋男) 只今の住吉議員の方から備荒資金組合の利率が非常に高いということで、お話がありました。その理由といたしましては、備荒資金組合の方では古い国債を長期で運用しているということがございまして、現在は金利が高いような状況になってございます。今後におきましては、現在のマイナス金利の状況等を踏まえた場合は、今までの利率ということにはならないというふうに推測しております。以上です。

○議長(横関一雄) 住吉議員。

○3番(住吉英子) 基金とそれから一応備荒資金に関しては納付金という形を取っておりますけれども、この基金と納付金というのは同じ性格のものなのでしょうか、お聞きします。

○議長(横関一雄) 岩井財政課長。

○財政課長(岩井秋男) 基金と納付金の違いと言いますのは、基本的にはほぼ同じということで理解されてもよろしいかと思っておりますけれども、備荒資金組合納付金の場合は、普通納付金の場合、災害時以外の取崩しはできないということになってございますので、その部分につきましてはですね、特定の目的がある、災害があった場合にしか活用できないというものでございますので、その分は基金とは一線を引いた

中で考えた方がよろしいのかなと財政の方では考えてございます。以上です。

○議長(横関一雄)住吉議員。

○3番(住吉英子)超過納付金に関しては自由に使えるということで、いつでも引出しはできるという考えでよろしいんですか。

○議長(横関一雄)岩井財政課長。

○財政課長(岩井秋男)そのとおりでございまして、超過納付につきましてはですね、一般の基金と同じく取崩しは自由となっておりますが、一応今のところはですね、災害を補完する役割も兼ねてはございますので、備荒資金に手を付ける前には基金等からですね、基金等を活用した方が良いのかなというふうには財政としては考えてございます。

○議長(横関一雄)住吉議員。

○3番(住吉英子)先月、仁木町の財政状況を広報にきで、特集で町民に配布されたところでございますが、この中で基金の状況ということで、いろいろ書かれておりますが、この中に今答弁の方になかった土地開発基金というものが載っております。これはですね、今回答弁の中になかった基金の部分なんですけれども、これに関しての決算のあれによりますと、26年度決算の基金の状況では、土地開発基金は7175万5000円、土地ですね、それから3352万8733円が現金とありまして、合わせて一般会計の基金とこの部分を合わせて、全部備荒資金も合わせましたら21億3660万円という基金の状況ということで、広報にきでは町民の方に周知されております。この部分の土地開発基金についての今回答弁に載ってなかったってところで、なぜ載ってなかったのかということをお聞きしたいんですけれども。

○議長(横関一雄)岩井財政課長。

○財政課長(岩井秋男)今回の答弁の内容といたしましてはですね、一般会計の基金ということでまとめさせていただいたものでございますので、土地開発基金の方については記載をしてございません。

○議長(横関一雄)住吉議員。

○3番(住吉英子)また、一般会計の、今定例会で条例を改正して、仁木町ふるさと振興基金3263万8000円が積み立てておりますけれども、昨年10月、総務経済常任委員会で十勝管内の上士幌町にて研修視察を行いました。それで、ふるさと納税先進地である上士幌町では、平成20年度からふるさと納税制度を実施し、平成26年度寄附実績は9億7475万3618円、5万4648件でした。次世代の上士幌町を担う子どもたちの健やかな成長を願い、子どもの明るい未来を目指したまちづくり及び少子化対策を推進することを目的としたふるさと納税子育て少子化対策夢基金を創設し、使い道を指定しない一般寄附は平成26年度から子育て少子化対策夢基金を活用して、子育て関連事業に活用しております。本町においても、この度、仁木町ふるさと振興基金を設置しましたがけれども、これの使い道ですね、今後どのように活用していくのかということをお聞きしたいと思います。

○議長(横関一雄)鹿内企画課長。

○企画課長(鹿内力三)ふるさと振興基金、今後どのように使うかというご質問だと思います。来年度におきましては、地域づくりの事業として、総合戦略で取組むこととした事業を中心に活用させていただくことを28年度の予算案に盛り込んでおります。合計で17の事業に対して1300万円ほど28年度一般会計に繰り入れて活用させていただくこととしております。主なものは、乳幼児医療費の助成事業の拡充分、不妊治療の補助金、学校給食費補助事業などでございます。28年度新規に行う事業や内容を拡充した事業、町

民に身近な事業にこの基金を活用して実施することとしております。以上です。

○議長(横関一雄) 住吉議員。

○3番(住吉英子) わかりました。基金は、本来特定の目的を持って積み立てられたものだと思いますけれども、現時点での運用について明確でないものに関しては、条例に逸脱しない範囲で有効に活用していくべきではないかと考えますが、町長のご意見を伺います。

○議長(横関一雄) 佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎) 只今の質問にお答えしますが、確かに住吉議員がおっしゃるとおり、今ある基金というのはそれぞれの目的に沿ったものであります。今後におきまして、その目的外のものに活用できるものも検討していきたいという思いは強いものがございますので、条例改正するなどして広く活用できるようなものにしていきたいというふうに思っている次第でございます。以上です。

○議長(横関一雄) 住吉議員。

○3番(住吉英子) 今後ともまたですね、いろいろ活用していただきたいと思います。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(横関一雄) 以上で、一般質問を終わります。

---

### 日程第3 議案第13号

平成28年度余市郡仁木町一般会計予算

### 日程第4 議案第14号

平成28年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算

### 日程第5 議案第15号

平成28年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算

### 日程第6 議案第16号

平成28年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算

○議長(横関一雄) 日程第3、議案第13号『平成28年度余市郡仁木町一般会計予算』ないし、日程第6、議案第16号『平成28年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算』以上4件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎) それでは、只今一括上程されました平成28年度予算について、提案説明を申し上げます。

一般会計の歳入では、町民税、固定資産税などを合わせて2億6754万円で、まだまだ自主財源に乏しく、歳入の地方交付税に依存する状況となっております。自主財源及び地方交付税の増減は、事業の実施に大きく影響を及ぼしますことから、行政本来の目的であります質の高い行政サービスの提供を目指し、最小の経費で最大の効果が発揮できるよう財源の不足分につきましては、財政調整基金1億3772万9000円を取崩し繰入れを行い、平成28年度の予算編成を行ったところでございます。

平成28年度の予算規模につきましては、一般会計が総額34億3966万円、前年度対比では9178万9000円、2.7%の増でございます。国民健康保険事業特別会計は、総額で2億4766万5000円、前年度対比では495万円、2.0%の増でございます。簡易水道事業特別会計は、総額3億7344万8000円で前年度対比で322万円、0.9%の減となっております。後期高齢者医療特別会計は、総額が6252万2000円、前年度対比では71万4000

円、1.1%の減でございます。以上4会計予算の合計は、総額で41億2329万5000円となり、前年度対比で9280万5000円、2.3%の増となっております。平成28年3月10日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。以上をもちまして、4会計の提案説明とさせていただきます。

○議長（横関一雄）一括議題、4件の説明が終わりました。

お諮りします。本件については、議会運営委員会委員長報告のとおり、議長を除く議員8名で構成する平成28年度各会計予算特別委員会を設置し、これに付託して休会中に審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本件については、議長を除く議員8名で構成する平成28年度各会計予算特別委員会を設置し、これに付託して休会中に審査することに決定しました。

なお、平成28年度各会計予算特別委員会の正副委員長の選任については、仁木町議会委員会条例第7条第2項の規定により、特別委員会において互選となっておりますので、休憩中に互選願います。

暫時休憩します。

休 憩 午後1時20分

再 開 午後1時35分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

休憩中に行われた平成28年度各会計予算特別委員会正副委員長の互選結果を報告します。平成28年度各会計予算特別委員会、委員長に林 正一議員、副委員長に水田 正議員が互選されましたので報告します。

次に、資料要求の件についてお諮りします。本委員会において、委員から審査に必要な関係資料の要求があったときは、所定の手続きをもって町長に資料要求したいと思います。これにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、委員から審査に必要な関係資料の要求があったときは、所定の手続きをもって町長に資料要求することに決定しました。

日程第7 議案第9号

仁木町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第8 議案第10号

仁木町立へき地保育所設置条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第7、議案第9号『仁木町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について』及び日程第8、議案第10号『仁木町立へき地保育所設置条例の一部を改正する条例制定について』以上2件を一括議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、一括提案されました2件について、提案説明を行います。

議案第9号、仁木町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について。仁木町乳幼

児等医療費助成に関する条例(平成6年仁木町条例第20号)の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。平成28年3月10日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

続きまして、議案第10号でございます。議案第10号、仁木町立へき地保育所設置条例の一部を改正する条例制定について。仁木町立へき地保育所設置条例(昭和61年仁木町条例第3号)の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。平成28年3月10日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。以上2件を一括提案説明とさせていただきます。

○議長(横関一雄)一括議題、2件の説明が終わりました。

お諮りします。本件については、議会運営委員会委員長報告のとおり、平成28年度各会計予算特別委員会に付託して、休会中に審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、本件については、平成28年度各会計予算特別委員会に付託して、休会中に審査することに決定しました。

---

## 日程第9 議案第11号

仁木町立大江へき地保育所の指定管理者の指定について

## 日程第10 議案第12号

仁木町大江コミュニティセンターの指定管理者の指定について

○議長(横関一雄)日程第9、議案第11号『仁木町立大江へき地保育所の指定管理者の指定について』及び日程第10、議案第12号『仁木町大江コミュニティセンターの指定管理者の指定について』以上2件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎)それでは、一括提案されました2件について、提案説明をさせていただきます。

議案第11号、仁木町立大江へき地保育所の指定管理者の指定について。議案第12号、仁木町大江コミュニティセンターの指定管理者の指定について。以上2件を、地方自治法第244条の2第6項及び仁木町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。いずれも平成28年3月10日提出、仁木町長 佐藤聖一郎であります。以上、2件を一括提案説明とさせていただきます。

○議長(横関一雄)一括議題、2件の説明が終わりました。

お諮りします。本件については、議会運営委員会委員長報告のとおり、平成28年度各会計予算特別委員会に付託して、休会中に審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、本件については、平成28年度各会計予算特別委員会に付託して、休会中に審査することに決定しました。

---

## 日程第11 議案第17号

## 仁木町手数料条例の一部を改正する条例制定について

○議長(横関一雄) 日程第11、議案第17号『仁木町手数料条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎) 議案第17号でございます。

仁木町手数料条例の一部を改正する条例制定について。仁木町手数料条例(平成12年仁木町条例第17号)の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。平成28年3月10日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、林総務課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(横関一雄) 林 総務課長。

○総務課長(林 典克) 議案第17号、仁木町手数料条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明いたします。

この度の条例改正につきましては、行政不服審査法の全部改正により、地方公共団体では、審理員が停止書類等の写し等を交付する際の交付手数料及び引用条文の追加を定める必要が生じたので、所要の改正をするものであります。主な改正内容につきましては、提出書類等の写し等の交付手数料は、コピー機によりモノクロでB5判、A4判にコピーした場合は1枚10円及びB4判、A3判にコピーした場合は1枚20円としております。また、カラーでB5判、A4判、B4判にコピーした場合は1枚50円及びA3判にコピーした場合は1枚80円としております。

新旧対照表の1ページをお開き願います。右側欄が現行の条例でありまして、左側欄が改正後となっております。アンダーラインを付してある箇所が改正箇所であります。第1条の趣旨につきましては、行政不服審査法の規定を追加しております。第3条の手数料の徴収等につきましては、行政不服審査法第38条の規定に基づき、審理員から提出書類等の写し等の交付を受ける審査請求人又は参考人は、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならないとされていることから、手数料につきましての条項を追加しております。別表第2条関係につきましては、住民基本台帳のマイナンバーカード再交付手数料の免除規定を追加しております。

2ページをお開き願います。不服申立ての提出書類等の写し等の交付手数料を追加しております。附則につきましては、施行期日の定めでありまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

なお、第1条第3条及び別表中、不服申立ての区分の改正規定は、行政不服審査法の施行の日から施行するものであります。以上で説明を終わります。

○議長(横関一雄) 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄) 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄) 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第17号『仁木町手数料条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄) 「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第17号『仁木町手数料条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

## 日程第12 議案第18号

行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長(横関一雄) 日程第12、議案第18号『行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎) 次に、議案第18号でございます。

行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を、別紙のとおり制定する。平成28年3月10日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。こちらにつきましても、林 総務課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(横関一雄) 林 総務課長。

○総務課長(林 典克) 議案第18号、行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、ご説明いたします。

行政不服審査法につきましては、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に関する不服申立てについての一般法でありまして、国民の権利、利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保する法律であります。現行の行政不服審査法は、昭和37年に制定施行されて以降、50年以上本格的な改正がありませんでしたが、平成26年6月13日に行政不服審査法の全部が改正されまして、行政庁の処分に関する不服申立ての制度が公正性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の充実・拡充の観点から見直されまして、平成28年度から施行されることとなり、必要な規定の整備を行うものであります。本条例におきまして、今回改正いたします関係条例につきましては、仁木町情報公開条例、仁木町個人情報保護条例、仁木町行政手続条例、仁木町税条例、仁木町固定資産評価審査委員会条例でありまして、必要な規定の新設及び文言の整理等を行うものであります。

改め文の4ページの次のページであります、新旧対照表の1ページをお開き願います。仁木町情報公開条例の改正につきまして、ご説明いたします。第19条の救済手続につきましては、開示請求に係る不作為の文言の追加及び引用法律の変更に伴う改正、並びに文言の整理をしております。第5項につきましては、既存の審査会制度を存置し、新法の審理員制度の適用を除外します条文を追加しております。

附則につきましては、施行期日の定めでありまして、この条例は行政不服審査法の施行の日から施行するものであります。また、経過措置といたしまして、施行前にされた請求に係る実施機関の不作為にかかるものについては、なお従前の例によるものとしております。

2ページをお開き願います。仁木町個人情報保護条例の改正につきまして、ご説明いたします。31条の不服申立てに関する手続きにつきましては、開示請求にかかる不作為の文言の追加及び引用法律の変更に

伴う改正、並びに文言の整理をしております。第2項につきましては、既存の審査制度を存置し、新法の審理員制度の適用を除外します条文を追加しております。第32条の諮問に関する答申の尊重につきましては、文言の整理をしております。

附則につきましては、施行期日の定めでありまして、この条例は行政不服審査法の施行の日から施行するものであります。また、経過措置としまして、施行前にされた請求にかかる実施機関の不作为にかかるものについては、なお従前の例によるものとしております。

3ページをお開き願います。仁木町行政手続条例の改正につきまして、ご説明いたします。第3条第10号の適用除外につきましては、異議申立てが審査請求一元化されたことによりまして、異議申立ての文言を削除し、及び文言の整理をしております。

附則につきましては、施行期日の定めでありまして、この条例は行政不服審査法の施行の日から施行するものであります。

4ページをお開き願います。仁木町税条例の改正につきまして、ご説明いたします。第18条の2の災害による期限の延長につきましては、行政不服審査法の施行に伴い、不服申立ての文言を審査請求の文言に改めるものであります。

附則につきましては、施行期日の定めでありまして、この条例は行政不服審査法の施行の日から施行するものであります。また、経過措置といたしまして、施行前にされた申請に係る実施機関の不作为にかかるものについては、なお従前の例によるものとしております。

5ページをお開き願います。仁木町固定資産評価審査委員会条例の改正につきまして、ご説明いたします。第4条第2項につきましては、審査申出人の居所及び審査の申し出にかかる処分の内容の条項を追加しております。第3項につきましては、審査申出人が法人等で、代表者等が審査の申し出をするときの居所及び引用法律の変更に伴う改正をしております。第6項につきましては、審査申出人は代表者等が資格を失ったときの申し出についての条項を追加しております。第6条第2項の書面審理につきましては、電子情報処理組織を使った場合の措置の条項を追加しております。第3項につきましては、ただし書きを削除しております。

6ページをお開き願います。第5項につきましては、反論書の送付に関する条項を追加しております。第10条の手数料の額につきましては、仁木町手数料条例の別表に定める額としております。第11条につきましては、手数料の減免の条項を追加しております。第13条の決定書の作成につきましては、主文、事案の概要、審査申出人及び町長の主張の要旨及び理由を記載して、委員会が記名押印した決定書の作成についての条文を追加しております。

附則につきましては、施行期日の定めでありまして、この条例は行政不服審査法の施行の日から施行するものであります。また、経過措置としまして、改正しました規定については、平成28年度以降の年度分の固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申し出について適用し、平成27年度までの固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申し出については、なお従前の例によるものであります。以上で説明を終わります。

○議長(横関一雄)説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第18号『行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第18号『行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について』は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 議案第19号

#### 仁木町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長(横関一雄)日程第13、議案第19号『仁木町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎)議案第19号でございます。

仁木町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定について。仁木町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年仁木町条例第9号)の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。平成28年3月10日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、林総務課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(横関一雄)林 総務課長。

○総務課長(林 典克)議案第19号、仁木町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明いたします。

この度の条例改正につきましては、地方公務員法及び行政不服審査法の改正に伴いまして、所要の改正をするものであります。

新旧対照表の1ページをお開き願います。第3条の報告事項につきましては、地方公務員法の改正によりまして、報告事項の条項に人事評価の状況、休業に関する状況及び退職管理の状況を追加しまして、職員の勤務成績の評定の状況の文言を削除しております。第5条の公平委員会の報告事項につきましては、行政不服審査法の改正に伴う文言の整理を行うものであります。

2ページをお開き願います。附則につきましては、施行期日の定めでありまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものであります。なお、第5条第2項の規定につきましては、行政不服審査法の施行の日から施行するものであります。また、経過措置につきましては、従前の例によるものとしております。以上で説明を終わります。

○議長(横関一雄)説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第19号『仁木町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第19号『仁木町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14 議案第20号

##### 仁木町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長(横関一雄)日程第14、議案第20号『仁木町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎)それでは、議案第20号でございます。

仁木町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について。仁木町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(平成2年仁木町条例第1号)の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。平成28年3月10日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、林総務課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(横関一雄)林 総務課長。

○総務課長(林 典克)議案第20号、仁木町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明いたします。

この度の条例改正につきましては、地方公務員法及び学校教育法の改正に伴いまして、所要の改正をするものであります。

新旧対照表の1ページをお開き願います。右側欄が現行の条例でありまして、左側欄が改正後となっております。アンダーラインを付している箇所が改正箇所であります。第1条の目的につきましては、地方公務員法第24条の給与、勤務時間、その他の勤務条件の一項が削除されたことによりまして、引用条項の項ずれが発生したため、改正するものであります。第8条の2第1項、第2項につきましては、学校教育法の改正によりまして、育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務の対象を、義務教育学校、これは小中一貫校であります、の前期課程、これは小学部であります、前期課程及び特別支援学校の小学校に就学している子のある職員に拡充するための改正であります。

附則につきましては、施行期日の定めでありまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものがあります。また、附則第2項では経過措置といたしまして、施行日前においても規定の定めるところにより、当該請求を行うことができるものとしております。以上で説明を終わります。

○議長(横関一雄)説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第20号『仁木町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第20号『仁木町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

## 日程第15 議案第21号

### 証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長(横関一雄)日程第15、議案第21号『証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎)議案第21号でございます。証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について。証人等の実費弁償に関する条例(昭和44年仁木町条例第38号)の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。平成28年3月10日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、林総務課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(横関一雄)林 総務課長。

○総務課長(林 典克)議案第21号、証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明いたします。

この条例につきましては、町議会、選挙管理委員会、農業委員会及び校長会等に出頭又は参加した者の実費弁償につきまして定めております。改正内容につきましては、農業委員会等に関する法律の改正に伴いまして、条項ずれが発生したことにより改正をするものであります。

新旧対照表の1ページをお開き願います。右側欄が現行の条例でありまして、左側欄が改正後となっております。アンダーラインを付している箇所が改正箇所であります。第1条の趣旨につきましては、農業委員会等に関する法律が改正となったことから、第29条第4項を第35条第4項に変更しております。

附則につきましては、施行期日の定めでありまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものがあります。以上で説明終わります。

○議長(横関一雄)説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第21号『証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第21号『証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第16 議案第22号

### 仁木町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長(横関一雄)日程第16、議案第22号『仁木町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎)議案第22号でございます。

仁木町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について。仁木町職員の旅費に関する条例(昭和28年仁木町条例第7号)の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。平成28年3月10日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、林総務課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(横関一雄)林 総務課長。

○総務課長(林 典克)議案第22号、仁木町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明いたします。

この度の条例改正につきましては、地方公務員法の改正に伴いまして、所要の改正をするものであります。

新旧対照表の1ページをお開き願います。右側欄が現行の条例でありまして、左側欄が改正後となっております。アンダーラインを付している箇所が改正箇所であります。第1条の目的につきましては、地方公務員法第24条の給与、勤務時間、その他の勤務条件の一項が削除されたことによりまして、引用条項の項ずれ及び文言の整理をしております。第3条第3項につきましては、引用条項の錯誤が判明いたしました。

たので、訂正をしております。第4条第3項につきましては、文言の整理であります。

附則につきましては、施行期日の定めでありまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものであります。以上で説明を終わります。

○議長(横関一雄)説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。嶋田議員。

○2番(嶋田 茂)2番・嶋田です。今のそのこの文言を変える部分でですね、公務のためはわかるんですけども、旅行ってというのは何かね、違和感あるんですけど、旅行で良いんですか。

○議長(横関一雄)暫時休憩します。

休 憩 午後2時12分

---

再 開 午後2時23分

○議長(横関一雄)休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

休憩前の嶋田議員の質疑に対する答弁を求めます。林 総務課長。

○総務課長(林 典克)仁木町職員の旅費に関する条例の目的であります、公務のために旅行する職員に対して支給するという文言が謳われています。この公務のために旅行するという文言は、国家公務員等の旅費に関する法律におきまして、国家公務員の方も公務のために旅行するという事で、全てその文言をですね、地方公共団体は目的として謳っております。以上であります。

○議長(横関一雄)よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第22号『仁木町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第22号『仁木町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

---

日程第17 議案第23号

仁木町生活改善センター条例の一部を改正する条例制定について

○議長(横関一雄)日程第17、議案第23号『仁木町生活改善センター条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎) 議案第23号でございます。

仁木町生活改善センター条例の一部を改正する条例制定について。仁木町生活改善センター条例(昭和45年仁木町条例第16号)の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。平成28年3月10日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、泉谷農政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(横関一雄) 泉谷農政課長。

○農政課長(泉谷 享) 仁木町生活改善センター条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。

はじめに、今回の条例制定に至った経緯ではありますが、平成28年4月1日から仁木町大江コミュニティセンターを運営することに伴い、大江生活改善センターの使用を中止することから、仁木町生活改善センター条例(昭和45年仁木町条例第16号)について、条例の一部を改正するものであります。

それでは、新旧対照表に基づき、改正内容についてご説明申し上げます。新旧対照表1ページをお開き願います。右側が改正前、左側が改正後であります。第2条につきましては、改善センターの位置を記載しておりますが、大江生活改善センターの使用中止に伴い、削除しております。続いて、別表第1各室使用料金表でございますが、同じく大江生活改善センターの使用中止に伴い、削除しております。

2ページ目をお開き願います。別表第1の備考3に使用時間が本表区分以外にわたる場合の暖房料について記しておりますが、大江生活改善センターの使用中止に伴い、削除しております。

附則は、施行期日の定めであり、この条例は平成28年4月1日から施行するというものであります。以上で説明を終わります。

○議長(横関一雄) 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄) 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄) 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第23号『仁木町生活改善センター条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄) 「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第23号『仁木町生活改善センター条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午後2時29分

再開 午後2時47分

○議長(横関一雄)休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

## 日程第18 議案第24号

### 仁木町企業立地促進条例の一部を改正する条例制定について

○議長(横関一雄)日程第18、議案第24号『仁木町企業立地促進条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎)議案第24号でございます。

仁木町企業立地促進条例の一部を改正する条例制定について。仁木町企業立地促進条例(平成21年仁木町条例第15号)の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。平成28年3月10日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、鹿内企画課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(横関一雄)鹿内企画課長。

○企画課長(鹿内力三)議案第24号、仁木町企業立地促進条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

改正の趣旨でございます。仁木町企業立地促進条例(平成21年仁木町条例第15号)につきましては、仁木町における企業の立地を促進するため、町内に事業所を新設、移設又は増設する者に対して、奨励措置を講ずることにより、仁木町の経済の発展と雇用機会の拡大を図ることを目的にした条例でございます。今回の条例改正は、昨年12月に策定した仁木町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、企業の立地促進、企業支援のため、対象企業条件の緩和をするというものでございます。改正点は、2点でございます。助成の対象となる投資額の緩和と雇用者数の人数の緩和でございます。

新旧対照表をお開き願います。左側の新をご覧ください。改正条項は、助成の対象の第4条でございます。第1項、本町に立地する事業所であって、その新設又は移設のための投資額が500万円以上であること。改正前は、1000万円としていたものを緩和するものでございます。第2項、本町に立地する事業所であって、その増設のための投資額が250万円以上であること。改正前は、500万円としていたものを緩和するものでございます。第3項、本町に立地する事業所であって、新たに増加する雇用者の数が、新設の場合にあっては3人以上、増設の場合にあっては1人以上であること。改正前は、新設が5人以上、増設が2人以上としていたものを緩和するものでございます。

附則は、この条例は平成28年4月1日から施行するというものでございます。説明は以上です。

○議長(横関一雄)説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第24号『仁木町企業立地促進条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。  
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第24号『仁木町企業立地促進条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第19 議案第25号

### 仁木町過疎地域自立促進市町村計画について

○議長(横関一雄) 日程第19、議案第25号『仁木町過疎地域自立促進市町村計画について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎) それでは、議案第25号でございます。

仁木町過疎地域自立促進市町村計画について。過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第6条第1項の規定により、仁木町過疎地域自立促進市町村計画を別冊のとおり定めたので、議会の議決を求める。平成28年3月10日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、鹿内企画課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(横関一雄) 鹿内企画課長。

○企画課長(鹿内力三) 議案第25号、仁木町過疎地域自立促進市町村計画につきまして、ご説明申し上げます。

仁木町過疎地域自立促進市町村計画につきましては、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)に基づき計画を策定しておりますが、同法の5年間延長の改正法律が施行されたことに伴い、本町の計画も平成28年度から32年度まで5年間延長するというものです。計画の延長でございますので、概ね現在の計画を踏襲し、事業につきましても総合計画実施計画と整合性を持たせて掲載しております。この計画は、同法第6条第1項の規定により議会の議決を経て定めることができるものでございますので、今定例会に議案を上程したものでございます。

過疎地域自立促進市町村計画を策定することにより、町は過疎対策事業債をはじめとする財政上の特別措置を活用することができます。この計画書に搭載され、過疎対策事業債が許可された事業の財源につきましては、元利償還金の70%が地方交付税に算入されるというものであります。また、ソフト対策事業につきましても、発行限度額はあるものの過疎対策事業債の対象となりました。このため、法律的に義務づけではございませんが、本町におきましては従前同様に策定することとしたものでございます。

計画の策定にあたっては、法律の規定により、あらかじめ都道府県と協議する手続きが必要となりますので、本町では8月12日に関係課で掲載事業などの打合せを行い、9月14日に北海道に計画を提出し協議を行ってまいりました。本年、2月24日に協議が成立したところでございます。この計画書に搭載する事業でございますが、財源的な面で過疎対策事業債を該当させるために、今後5年間実施される可能性のあ

る事業をすべて掲載し、いわゆる頭出しをしているというものです。将来、この計画書を変更する場合は、例えば新たな事業を加えたり大きな変更することになりますと、今回と同じ手続きが必要となり、有利な財源が間に合わないことも懸念されますので、頭出しだけはしておきたいというものでありまして、現在の計画と同様の考えでございます。計画の内容等につきましては、国から示された事項に則りまして作成してございます。現在の、27年度までの計画と同様でございます。

それでは、黄色い表紙の仁木町過疎地域自立促進市町村計画をご覧ください。表紙をめくりまして、計画書の目次をご覧ください。目次では、1. 基本的な事項に続きまして、2. 産業の振興から10. その他地域の自立促進に関する必要な事項まで、9つの区分で20の事業、事業内容で83項目を掲載しております。計画の中の現況などにつきましては、概ね現在の計画を踏襲しておりますので、朗読を省略させていただき、掲載事業を中心に説明させていただきます。別に年度別の事業費を記載した水色の参考資料を添付しておりますが、こちらも併せてご覧ください。

最初に、7ページをお開きください。黄色い計画書の7ページをお開きください。上段、(5)計画期間で、この計画期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間を定めております。

次に、8ページをお開きください。産業の振興にかかる計画であります。参考資料は、1ページです。自立促進施策区分、1. 産業の振興、事業名・(1)基盤整備農業、事業内容・頭首工改修、事業主体・余市川土地改良区。(9)過疎地域自立促進特別事業、事業内容・商工会活動推進事業補助金から、次の9ページの中段の表の最後でございますが、桜桃結実促進事業補助金まで15事業。この15事業につきましては、事業主体はすべて仁木町、すべてソフト事業であります。これにかかる参考資料の1ページのところにそれぞれの事業の概算事業費と、年度ごとの28年から32年までの概算事業費がここに掲載されております。

次に、10ページをお開きください。交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進にかかる計画であります。参考資料は、先程と同じ1ページでございます。施策区分・2. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流、(1)市町村道道路、事業内容・未改良路線整備事業は、西光線、西光2号線、西光3号線、北星2号線、長沢漁別線の5路線、舗装修繕事業は、仁木山の手線道路附属物修繕事業、道路附属物点検事業、安全施設整備事業です。その下、(1)市町村道橋りょう、橋梁長寿命化補修事業は、漁別橋からポン漁別橋まで11本と、橋梁点検67橋でございます。(9)道路整備機械等、除雪専用車、除雪ダンプ、除雪ロータリー、除雪グレーダー、(12)その他、路線バス運行事業補助金でございます。路線バス運行事業補助金はソフト事業でございまして、残りはすべてハード事業でございます。

次に12ページをお開きください。生活環境の整備にかかる計画であります。参考資料は、2ページでございます。3. 生活環境の整備、(1)水道施設簡易水道、事業内容が施設整備事業、事業主体は仁木町。次が、(3)廃棄物処理施設、ごみ収集車。次が消防施設、耐震性貯水槽、小型動力ポンプ付積載車、この2つにつきましては、事業主体が北後志消防組合でございます。続いて、6. 公営住宅、ふれあい39外壁塗装改修、サン然別屋上防水改修。(7)過疎地域自立促進特別事業、合併処理浄化槽設置促進対策事業から大江生活改善センター解体事業まで6事業、事業主体はすべて仁木町で、すべてソフト事業でございます。

次に13ページ、高齢者等の保健及び福祉の向上にかかる計画であります。参考資料は、3ページでございます。4. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、(8)過疎地域自立促進特別事業、高齢者福祉施設いきいき88管理委託料から然別生活館管理委託料まで15事業、(9)その他、妊婦検診委託料、事業主体はすべて仁木町で、すべてソフト事業であります。

次に、15ページでございます。15ページ、医療の確保にかかる計画であります。参考資料は、3ページでございます。医療の確保、(3)過疎地域自立促進特別事業、救急医療支援事業補助金、健診委託料、周産期医療支援事業負担金、事業主体はすべて仁木町、すべてソフト事業であります。

次に、16ページをお開きください。教育の振興にかかる計画であります。参考資料は、4ページでございます。教育の振興、(1)学校教育関連施設、教職員住宅、銀山小教職員住宅、(3)スキー場施設維持事業、(4)スキー場管理委託料、山村開発センター管理委託料、後段の2つがソフト事業で、前段がハード事業でございます。

次に、16ページ、地域文化の振興等にかかる計画であります。参考資料は、4ページでございます。地域文化振興施設、事業内容は陶芸センターでございます。事業主体は仁木町で、ハード事業でございます。

17ページ、集落の整備にかかる計画であります。参考資料は、4ページをご覧ください。過疎地域自立促進特別対策事業、コミュニティ活動推進委員会補助金から仁木町ふるさとまちづくり協働事業補助金まで3件、事業主体は仁木町、ソフト事業であります。(3)その他、大江コミュニティセンター、仁木町、ハード事業でございます。

続いて、18ページをお開きください。その他地域の自立促進に関する必要な事項でございます。広報活動経費でございます。事業主体は仁木町、ソフト事業であります。これら掲載事業すべての経費が参考資料の4ページの最後に、概算費用として載せております。4ページ、最後の概算事業費、5年間の総計で26億9920万9000円となります。以上、事業中心に過疎地域自立促進市町村計画について、ご説明申し上げました。

○議長(横関一雄)説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。水田議員。

○7番(水田 正)7番・水田です。今いろいろ事業総額、かなりな金額になるわけですがけれども、まずこの18ページでございますワイナリー関係について、ちょっとお尋ねしたいと思います。この醸造用の施設に対する考え方、補助金、支援をするというような事業内容が載っておりますけれども、これ補助金を含めて、どのような形の支援ができるのか。その辺わかりましたら、ちょっとお願いしたいと思います。

○議長(横関一雄)泉谷農政課長。

○農政課長(泉谷 享)ワイナリーの醸造施設支援事業につきましては、事業内容といたしましては、醸造施設、それから機材等の施設整備に関する補助でございます。事業者への基盤整備に対する支援でありまして、効果としては、国内外からの流入人口の増加というものを目指しているものであります。以上です。

○議長(横関一雄)水田議員。

○7番(水田 正)補助金をその与えられるってというようなことの説明だったと思うんですけどね、この上限とかいろいろその条件等の内容については、どのようになられておられますか。

○議長(横関一雄)泉谷農政課長。

○農政課長(泉谷 享)補助の条件、それらについては、今現在、制度の計画中でございますか、今、煮詰めているところでございます。

○議長(横関一雄)他にございませんか。嶋田議員。

○2番(嶋田 茂)2番・嶋田です。いろいろこう見ていると、自立促進市町村計画という中で、今現在

もう既にやられてる事業だとかそういう部分を載せたんだと思うんですよね、これ。そうですね。そういう中で、何て言うのかな、過疎地域自立していくという部分で、その中でこの町がこう変わっていくと分野のやつがワインぐらいかなと思うんですけど、そういう中で、考え方の中でね、それこそ人口を増やしていくビジョンもできていますし、そういう分野の中でこの促進していくという中で、何か新しいこう、もう少しこうアイデアとかそういうのが載っているのかと思ってたんですよ、実際のところ。だけど、ほとんどが今実際にやっている部分で、5年間計画で26億何ぼかかるという分野で、他の部分というのは、なかったんでしょうか。

○議長(横関一雄) 鹿内企画課長。

○企画課長(鹿内力三) 現在、仁木町には仁木町総合計画と昨年、冬に策定しました総合戦略、で今回上程しております過疎計画があります。すべて、ほぼ町がやるような事業でございます。それぞれ総合計画は町全体のことを、総合戦略は人口をこれからどうしていこうかという視点から作っております。この過疎計画につきましては、その町のやる事業の中で財源として過疎債が手当できるようなものをこう絞り込んでですね、ここに載せているという状態、登載しているという状態でございますので、今まで議員見ている、例えば総合計画の実施計画の事業とほとんど同じじゃないかとか、例えば総合戦略で載っている事業とほとんど同じじゃないかというようなことを先程おっしゃったのかと思いますが、同じような事業をこう載せて、その事業のうちのここに載ってるものを優位な財源措置をできるようにここに載せているというものでございますので、どうしてもこうダブるということでございます。以上です。

○議長(横関一雄) その他、ございませんか。嶋田議員。

○2番(嶋田 茂) その中でですね、もう最後の方の、17ページから18ページにかけて、支援の中でその対策を行う中に、自主的な町づくりの活動へ支援っていうのがあるんですよね。これはどういうふうなことをすると支援が受けられるのか。

○議長(横関一雄) 佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎) この自主的な町づくり活動への支援というものはですね、例を出しますとですね、今、銀山地域で行っております白銀物語っていうのもございまして、今地域がですね、一丸となって、その事業を発展させるべく、皆さんがですね、お互い負担をしながらもですね、事業を構築しようとしている中でですね、そういうふうに地域で今自らの力で立ち上がろうとしている組織やその他団体に対してですね、少しでも支援をしていきたいなっていう部分で、こういう形で取らせていただいております。以上です。

○議長(横関一雄) よろしいですか。

その他、質疑ございませんか。水田議員。

○7番(水田 正) 7番・水田です。先程の質問の関連なんですけれども、ご承知のとおり、仁木町は非常にワイナリーがこれからかなり多く造られるような状況であるということなんですけれども、それにしましても、元々その原料はですね、非常に不足されているというような懸念もある中でね、今回はこのワイン用のブドウ生産拡大の補助金を考えておられるということなんですけれども、これらも先程の課長からの説明では、これからいろんな部分でも検討して行かれるっていうことなんでございますけれども、この点についてもですね、補助率等とかあるいは内容については、これからの課題として早急に検討するということがよろしいのですか。

○議長(横関一雄) 泉谷農政課長。

○農政課長(泉谷 享) 検討してまいります。

○議長(横関一雄) 水田議員。

○7番(水田 正) こういう事業内容を載せておられるということはですね、ある程度、大まかな政策的な議論をされておられると思うんですけどもね、その中で補助率だとそういったものの検討はなされておるんですか。

○議長(横関一雄) 泉谷農政課長。

○農政課長(泉谷 享) 補助率につきましては、2分の1以内っていう部分で、現在検討を進めているところであります。

○議長(横関一雄) 水田議員。

○7番(水田 正) それでですね、全体のね、事業金額っていうものがね、ある程度限定されるのかどうか。そして、この事業は行う上においてはね、どのくらいの、例えばワイン用ブドウの場合は、何畝以上でなければ、その事業対象にならないとかね、そういった制約もあるのかどうか。その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長(横関一雄) 泉谷農政課長。

○農政課長(泉谷 享) 本町におきましては、標準類型っていいですか、ワイン専用種の場合の類型がございませんので、余市町で定めております類型を準用いたしますと、ワインの専用種における栽培面積は3.5畝以上というふうになってございますので、その辺も考慮した制度の設計といいですか、検討していかなければならないと考えております。また、補助の上限等につきましても今後、補助を該当していく資材ですとか苗、そういうものの単価等を十分に調査した上で、上限設定等していかなければならないというふうに考えております。

○議長(横関一雄) よろしいですか。

その他にございませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄) 「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄) 「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第25号『仁木町過疎地域自立促進市町村計画について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄) 「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第25号『仁木町過疎地域自立促進市町村計画について』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第20 議案第26号

### 後志広域連合規約を変更するための協議について

○議長(横関一雄) 日程第20、議案第26号『後志広域連合規約を変更するための協議について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎) 議案第26号でございます。

後志広域連合規約を変更するための協議について。地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第3項の規定により、関係地方公共団体と後志広域連合規約を別紙のとおり変更するための協議をすることについて、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。平成28年3月10日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、林総務課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(横関一雄) 林 総務課長。

○総務課長(林 典克) 議案第26号、後志広域連合規約を変更するための協議につきまして、ご説明いたします。

後志広域連合とは、管内16町村をもって、税の滞納整理、国民健康保険及び介護保険の事務を処理している組織であります。この度、後志広域連合として本年3月から介護予防・日常生活支援総合事業に取り組むことから、事業の名称変更に伴い、規約の変更をするものであります。また、平成28年4月1日から後志広域連合において、行政不服審査法に規定する行政不服審査会の共同事務を行うことから、関係町村の経費の負担方法について、規約の一部を変更するものであります。

新旧対照表の1ページをお開き願います。右側欄が現行の条例でありまして、左側欄が改正後となっております。アンダーラインを付している箇所が改正箇所であります。別表2(3)②の地域支援事業に要する経費につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業に取り組むことから、介護予防事業から介護予防・日常生活支援総合事業に名称を変更しております。別表2(4)後志広域連合行政不服審査会に要する経費につきましては、行政不服審査会の共同事務を行うことに伴い、関係町村の経費の負担方法の条項を追加したものであります。

附則につきましては、施行期日の定めでありまして、この規約は平成28年4月1日から施行するものであります。また、別表2(3)②の変更規定につきましては、平成28年3月1日から適用するものであります。以上で説明を終わります。

○議長(横関一雄) 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄) 「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄) 「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第26号『後志広域連合規約を変更するための協議について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第26号『後志広域連合規約を変更するための協議について』は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午後3時26分

---

再 開 午後3時27分

○議長(横関一雄)休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

お諮りします。以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これで散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、本日はこれで散会することに決定しました。

本日は、これで散会します。なお、次回の開催は、3月25日金曜日、午前9時30分より開会しますので、出席願います。

本日のご審議、ご苦労さまでした。

散 会 午後 4時50分

---

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成28年第1回仁木町議会定例会議決結果表

会 期 平成28年3月10日～3月23日（14日間）

2日目 平成28年3月11日（金）

（開会～午前9時30分／散会～午後3時27分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
議案第13号	平成28年度余市郡仁木町一般会計予算	H28. 3. 11	委員会付託
議案第14号	平成28年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算	H28. 3. 11	委員会付託
議案第15号	平成28年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計予算	H28. 3. 11	委員会付託
議案第16号	平成28年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算	H28. 3. 11	委員会付託
議案第9号	仁木町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について	H28. 3. 11	委員会付託
議案第10号	仁木町立へき地保育所設置条例の一部を改正する条例制定について	H28. 3. 11	委員会付託
議案第11号	仁木町立大江へき地保育所の指定管理者の指定について	H28. 3. 11	委員会付託
議案第12号	仁木町大江コミュニティセンターの指定管理者の指定について	H28. 3. 11	委員会付託
議案第17号	仁木町手数料条例の一部を改正する条例制定について	H28. 3. 11	原案可決
議案第18号	行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	H28. 3. 11	原案可決
議案第19号	仁木町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定について	H28. 3. 11	原案可決
議案第20号	仁木町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について	H28. 3. 11	原案可決
議案第21号	証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	H28. 3. 11	原案可決
議案第22号	仁木町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について	H28. 3. 11	原案可決
議案第23号	仁木町生活改善センター条例の一部を改正する条例制定について	H28. 3. 11	原案可決
議案第24号	仁木町企業立地促進条例の一部を改正する条例制定について	H28. 3. 11	原案可決
議案第25号	仁木町過疎地域自立促進市町村計画について	H28. 3. 11	原案可決
議案第26号	後志広域連合規約を変更するための協議について	H28. 3. 11	原案可決